

江湖新聞



8
62

複



江湖新聞

第壹集

定價八分

江湖新聞

慶應四年辰田四月三日

新聞の張率秘説といふも嘗て書記倣を以て大い
 有量とされるものなり吾國此馬あらざるに已に
 以府におおても中外新聞の二書後刻
 させしこれが為小遠境の人といふも今の時勢を
 知るは便とあり左側の重宝何事うこれふ志え今此
 一書の上巻蒙輝初の語に身を死を扱拳一加ふ小函
 を改するものありある大智但身小入るの謂ありせば
 倣者の意とをめぐらば遮莫次編ふのうりあるを
 佳境入り入べし新語を奉養免尚を死ふあるを

工月



横濱新報紙草摺の翻符

過日奥州より来りし人の活あり羽州に飛より五六里の
 左の値川家の川にありて榮橋を川と云ふ所あり
 ありと云ふ頃庄内産一川にありて同家より流るるとして
 人数を出せし一雨 系沙より秋田産一右の願地清とる
 べ死との命ありて多人数出張し二層掛合申の新橋
 今般 初は仙臺一川を毎 お茶織田産の老長吉田素
 相留のらあ仙臺一系候せしお茶文陣産清の傍の儀
 又初候より命せしとらとて織田家の人数同而あり
 三層の掛合と成りしとらとて織田家の人数同而あり

佛國新聞紙中
 日本兵隊之結圖



四月廿六日 大原前付後式内四角總誌極の落ありし事
 由りて其傳を志すべしといふも 行旅者少
 船發出先小押立所抄度の人殺に百人もど戒隊に
 其經水後し 海軍先鋒と志すせし 白旗翻懸し
 て凡にあびるを其意を烏帽子小旗の垂垂を志し惣勢と
 するふまゝのり 佐和度人殺百人もど經より致云陽し
 一附大川郷松茶度の第に志陽あり

頃日大川筋の橋より河園ありて武家の變り姓名を問ふ

あ園橋ハ 筑州彦

新大橋ハ 托州彦

大川橋ハ 筑州彦

永代橋ハ 筑州彦

石系造 細川彦

送り別ち大原殿松茶度小陣營一あかの旗ありんを

全彦 紀州彦 河園

根彦 内彦



明

日

英國新聞
紙中日本
兵隊行刊
之縮圖

○四月廿五日官軍參謀方が浙觸し官

玄九廿日浙先鋒總督浙總陣支配經路兼備後所

奇等法台呼參謀方より漢官より大憲先達比上浙女受分

因安殿の涉をいふ殿の浙諭書附之涉文面を已志出

意情實をそいおく 涉安人不能遊望一辨

大總督官換江戸表の比入の付らへ入下民を以安發

言、俄処友軍大勢一時涉兵お殿の事故多き中

行届せらるる復り有之

朝廷より執意の意のり挿り申死と添く浙人痛は熱

妻小生民を憐れむせよ進發久安安徳は痛發交之

此處在り男上下大少歳能感不致

朝廷より人民を安んず比推交与之此類之を以好且人

才在操利涉急勢の事、以男才能之士、以男以比

推交し彼是之浙兵引不致推し系し人民愈安し

浙國內倉一和し

皇基盤石お殿の換法推發涉新去下と追小貫の換

を力了發下候と老の比大元迎等の中互言冷寒よりふ

換一同和系發て在在の比大為首

大總督御様西陣の比為入の付るを推交所人其相睦分一

火より先者重お守を渡世向く依志平生と通相營

石若筋^{いそがすぢ}舟^{ふね}絡^{くわ}と相^あ勵^り末^まと近^{ちか}難^{がた}候^う不^ふ較^{かく}換^{かん}九^く極^{ごく}平^{へい}云^い解^げ
原^{はら}き^き此^{こゝ}故^{ゆゑ}名^な互^{たがひ}大^{おほ}支^し配^{はい}限^{かぎ}り一^{ひと}人^り分^{ぶん}三^{さん}号^{ごう}と中^{ちゆう}空^{くう}
以^{もつ}換^{かん}了^{りやう}候^う

一 四月廿四日^{しがつにじゅうよっぴつ}八^{はち}南^{なん}門^{もん}と少^{せう}緯^{ゐい}度^ど室^{むろ}に於^おて^て艦^{かん}を^を考^{かう}の^の通^{つう}り^り
お敵^{てき}の^の付^つあ^あ河^か裏^ら新^{しん}の^の津^つ岨^{しづみ}中^{ちゆう}一^{ひと}の^の舟^{ふね}を^を考^{かう}の^の通^{つう}り^り
以^{もつ}是^{こゝ}支^しを^をお^お取^とり^り名^な互^{たがひ}人^{ひと}に^に艦^{かん}れ^れ又^{また}枚^{まい}を^を考^{かう}の^の通^{つう}り^り
或^{ある}十^{じゅう}人^{にん}を^を船^{ふね}に^にお^お取^とり^り下^{くだ}す^すお^お取^とり^りの^の由^{よし}
薩^{さつ}州^{しゅう}候^うに^に抱^{かか}の^の南^{なん}力^{りき}陣^{ぢん}幕^{まく}を^を河^か川^{せん}分^{ぶん}の^の二^に人^{にん}
違^{ちが}ひ^ひ上^{かみ}系^{けい}一^{ひと}の^の大^{おほ}圓^まの^の河^か砂^さの^の鬼^{おに}面^{めん}山^{さん}再^{また}勅^{しつ}を^をい^い
ら^らの^の風^{かぜ}候^うあり

○ 本^{ほん}条^{じょう}松^{しょう}前^{ぜん}度^どあり^りと大^{おほ}系^{けい}殿^{でん}の^の潤^{うる}四^し月^{げつ}二^に日^{にち}河^か所^{じょ}を^を
拓^{ひら}いて^て入^い城^{じやう}を^をい^いふ^ふよう^{よう}摺^{すり}の^の圓^まめ^め大^{おほ}之^の列^{れつ}を^をい^い
あり^りと^とい^いふ

○ 四^し月^{げつ}二^に日^{にち}子^{しよ}位^い仕^し金^{きん}場^{ばう}回^{わい}南^{なん}の^の入^い口^{くわう}に^に青^{せい}竹^{ちく}一^{ひと}級^{きゅう}首^{しゆ}を^を要^{よう}き^き
兼^{かみ}一^{ひと}号^{ごう}あり^りと捨^{すて}札^さの^の文^{ぶん}は

一 此^{こゝ}者^{もの}儀^ぎ主^{しゆ}家^かに^に款^{くわん}する^るの^の反^{はん}賊^{さく}舟^{ふね}天^{てん}條^{じょう}に^に行^いふ^ふの^の也^{なり}
徳^{とく}川^{がわ}有^あ志^し者^{もの}也^{なり}

同日^{どうじつ}沙^さ子^{しよ}回^{わい}南^{なん}立^た花^{はな}度^ど下^か邸^{てい}の^の傍^{かたはら}に^に斬^き替^かへ^へ候^うあり^り
あり^りと此^{こゝ}三^{さん}王^{おう}の中^{ちゆう}あり^りと

江湖新聞

第二集



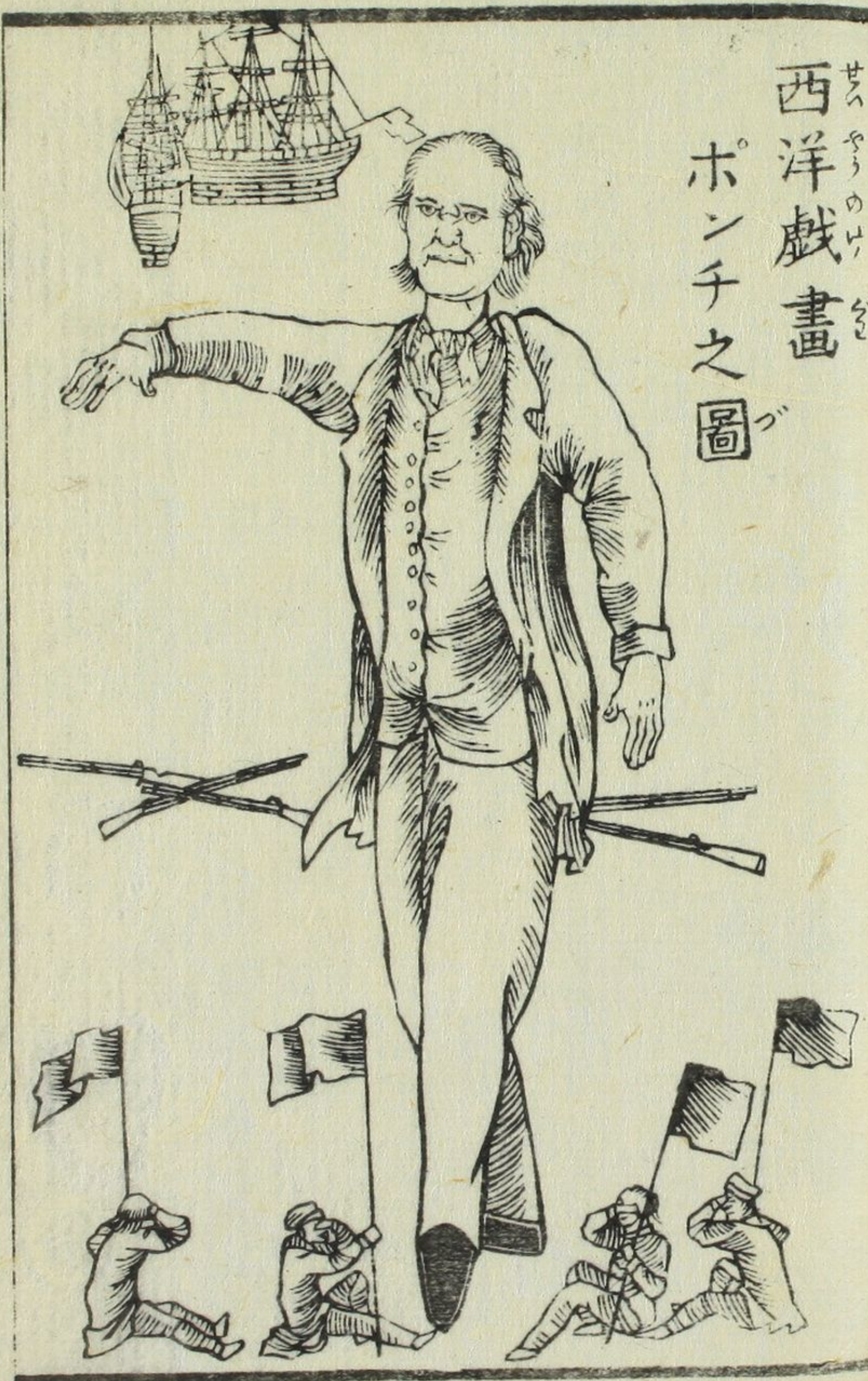
定價八分

江湖新聞

慶應四辰年閏四月七日

唐國上海新聞紙の摘譯

當春以來日中内札記りて全國政黨と稱する者一も
 南方と云 京師と仰ぎ中國西北の大名悉く之に
 連判し又其の東方と云 江戸府を戴き小國筋の
 大名悉く一味其の内札の初め江戸府と稱す物
 大名某との不和あり事を醸し多れども兵を京師へ
 向ふ廉みく江戸府の初款の名を蒙る折初款と
 云名の日中其の上あり汚名と四来より書傳ふ者
 江戸府の汚名を蒙る事を恐る官軍亦向て戦ひ



西洋戲畫

ポンチ之圖

五
月

七

恭順僅身と申奉せり世にあり此結末如何
 成行べ死に顔しぬ知るあり一は唯兵隊の勿藩横濱
 長崎よりその強に放し交易の助甚と衰微なり但東西
 海軍を我に委る器のつぎも西洋風を用也と是外
 國人を憂むの旧習を脱する境據るればいぬるも戦車
 戦りて者平小復其の外はの交りも一層鋭果思一陸軍
 開化のの進歩の速なる一血海を踏で昇平小なる
 とのなる右語節と色多り目かぬ雨ふりく此くあると云
 後小進一



佛國寫真
 日本東都
 名所圖

官軍各藩人教各院の要利を通行之儀付彰義隊の旨に多
 人教之儀付万石連水多き旨に恭順之旨を彰義隊に
 心配の院中と云余儀以分付當分の内右様と云旨
 夏門表人共小廣小路常楽院に安未内各院にお通し
 平小石院又小院代木門外にお出向用使了致し候

此書附の本文但書に執意彰義隊と云儀は
 再應大総督府の中立有之改めく本文に通り
 此旨如生

能優待村回し助先奉横漢めく舞急相勅の旨に
 並置之外国人の旨も云云と云旨に感し或は
 正室之婦人あらんお金と擲ちても一夕の款を眞如に
 多どん破世の洋人もありて願ひ速急せらるゝ云後其痛
 めて療養と云て横漢一帯の病苦も日中あつた云
 能優を廢物と云世と皆と云りて嘆惜せり云るに當り
 再勅以て江戶に三條處おつたお金評判と云りて此報
 同傳え茶代未だくもる云と云るの旨も横漢一帯に
 一同見おつた中におおつた云

告 條

本集初編序文の中述の通り新刊の儀を一回一回を以て
 上本に納め看官(以後)入多し裨益とあり又岑寂と
 同くお蔵の撰漢新聞紙の中及英佛の新聞紙をも本集
 摘録致す所お蔵の雑報の款連條落し出或ハ力士優齋女
 等の死活追記小伝等をとろお蔵の是ハ此新刊の載
 する面白く人喜ぶ所なりと此の旨の儀ハ新聞記者と
 此集の各名も賣所(以後)投込と其取交の儀と上本の上
 一冊より上本引續き新刊の志せらるる所を以て此
 上本上決る速成の儀と此の旨の儀と

江湖新聞

第三集



定價八分

江湖新聞

江湖新聞

慶應四戊辰年閏月六日

亞米利加合衆國陸軍ヨ早ル假テギョル人戦争の鏡

九戦卒を闘く小當りて最モ大切と心得べし事二慮あり

牙一の名義を分二の機合あり御名義の大切と心得

地球上の國々闘けるに後ひく愈々争へりさるる相争

より虚名を以て作術を以て戦争を闘はし一財の利運を

さるもの戦まひの偶々その人未れども終つて大勝を以て

の世に近う我が亞米利加合衆國の内訌昇るるを以て

テウイス人軍奴の一条より後論を起し口争を以て葡那の老を

振揚り自ら大勢領と号し一ヶ月の間小全必也分の

三を打倒し、其時、北部の兵士、数年の修り、故水一、松府
 近く、速攻、寄せ、其、危、き、り、突、く、累、卵、の、如、し、され、て、戦、が
 大、勢、領、り、シ、ル、人、各、創、業、の、先、賢、の、下、に、以、て、来、り、控、を、大、切、り、
 守、り、假、令、死、に、至、ら、ず、と、も、操、を、破、り、滅、意、と、和、を、返、し、と、盟、以、て、名、を
 を、重、し、之、と、戦、ふ、り、五、年、に、及、び、て、自、の、利、害、の、為、に、殺、され、
 され、ど、も、遂、に、南、部、の、滅、意、を、平、た、し、今日、の、ち、を、と、回復、せ、り、是
 名、聖、教、の、大、切、と、志、を、定、め、控、を、守、り、扱、合、を、し、り、の、一、不、得、當、先
 石、火、の、さ、ら、ひ、あ、く、その、間、髪、を、容、忍、さ、る、る、絶、つ、レ、テ、レ、キ
 耶、破、倫、の、諸、英、雄、百、戦、百、勝、を、得、たり、し、も、只、兵、法、軍、術
 の、秀、で、る、而、し、も、い、つ、ら、ば、人、心、を、懐、け、時、を、待、機、を、得、る、
 之、を、失、つ、た、る、故、を、一、殊、に、戦、争、の、激、水、の、波、干、の、如、き、もの
 あり、戦、場、あ、く、一、度、兵、を、接、あ、る、時、に、彼、戦、の、勝、敗、は、つ、ま、も、頼、め
 知、ら、ざる、に、あ、ら、ば、勝、敗、を、得、たり、て、故、と、あり、敗、を、得、たり、て、勝、と、あり、
 戦、争、の、考、え、られ、ば、扱、合、を、知、る、事、行、要、す、り、譬、如、獵、物、の、獲、
 と、獲、る、に、方、より、返、つ、め、さ、り、一、方、を、害、く、得、ら、ば、折、を、活、路、を、
 と、思、ひ、之、より、脱、走、せ、ん、と、欲、し、死、地、に、あ、り、時、の、英、氣、を、失、ひ、
 物、の、為、に、殺、さ、る、に、由、り、これ、獵、物、の、英、氣、を、獲、ま、せ、扱、合、を、考、え、
 る、に、故、水、七、分、七、事、業、を、つ、り、却、て、全、局、の、勝、を、収、む、る、と、あり、
 され、ど、も、利、欲、を、貪、り、と、武、勇、を、恃、む、と、の、為、条、より、名、義、を、
 失、ひ、扱、合、を、得、つ、り、古、來、に、例、か、ら、ば、既、に、耶、破、倫、の、如、き

工明

十一

亞米利加
國之兵
軍行之圖

正朔



正朔

古今絶倫の英皇と云ふの皮を踏過りて終りを全ふを極
るを好むに之の名をセーザルの撒小書トて戦ひ戦に
よりて名を全ふし士を振て戦ふおふび戦を以て士氣を
起すべしといふるは千古不易の金言なり

此文の兵法書序論中の一則あり偶と一読して深く其
理不復せるあり撮録して之を不出に

大久保市花江戸来り酒々者々助林致十年ハ京於一
上をうろ是ハ所度並筋舟何少なき事ありてのみ

因四月朔日大田京よりの来状書抜

数日前仙臺侯多勢を河引臨く白石追出法河不謀互片會
小十爺の先手止して領分境へ伊達安藝ハ山中賊一出張多々
を徳様使九條發津之位候も既小仙臺出出るお事々致

上杉侯ハ先祖不敵侯極信公遠志追善止して近日越後國
美日山小おおく法書致好かきる日越一陣屋致立お成

加勢侯ハ息女為會津侯研谷家及に樂入り用意お整ふ
不日江會津河致結ておと成

日本

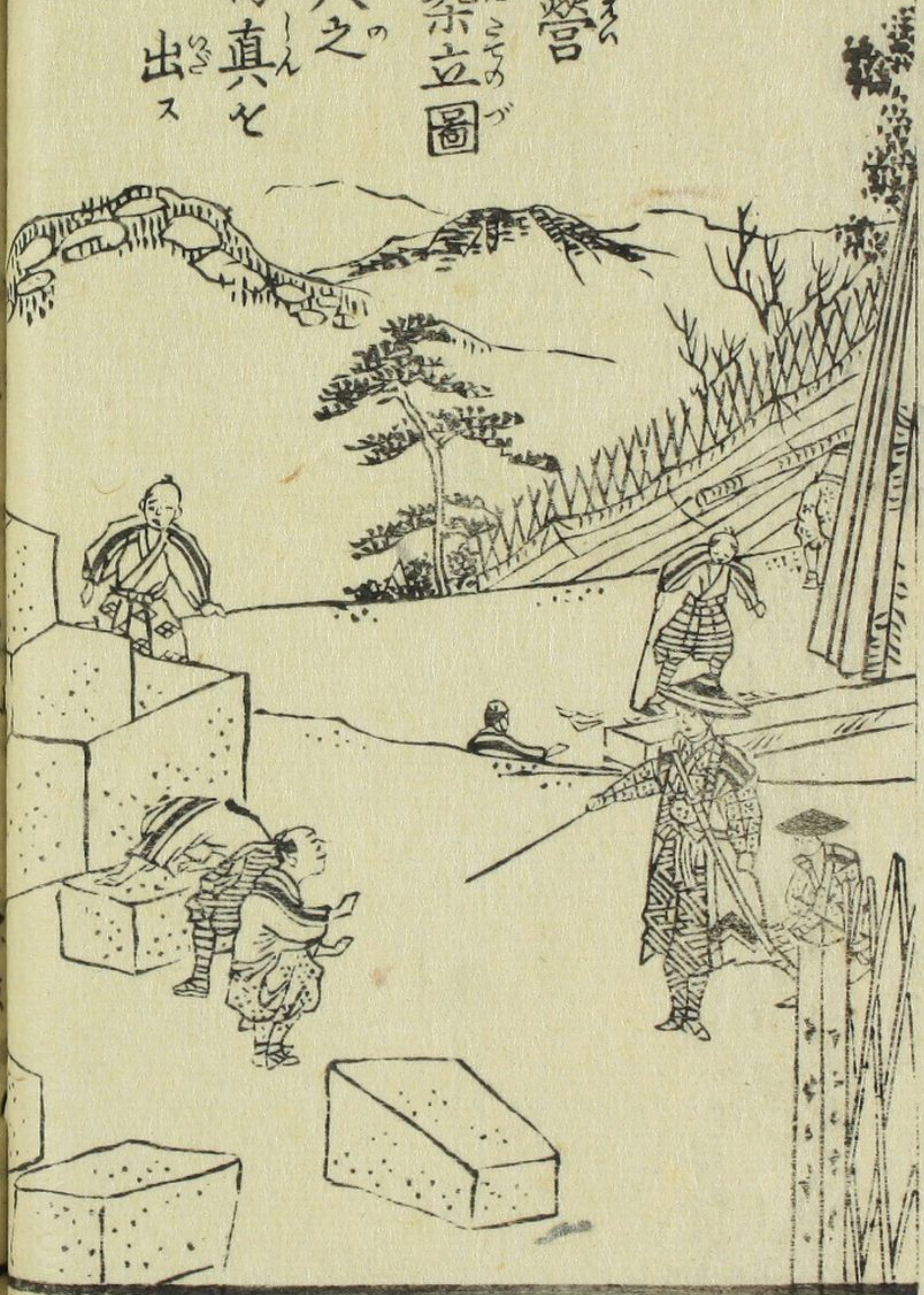
陣營

筑市立圖

英人之

寫真

出ス



甲州より来た人の悟りて甲府にては米をとりて
市中一同へらとあるに士方の向は是迄も多う減
りて我々悦する人もありされ市中より救米頂戴
ふ終りのありし也

○ 同卜人の回甲府勅書保くたき事といへる人
能く保く保くは人能く保く保くは人能く保く保くは
領りし府君捕ま入牢同組取築田監物の右の首領
取とて同換入牢とまじしが保くは牢内より自
ら絶食して飢死して築田は今も牢内に存生
せる故に其擲め何てお救ひ

上野日光宮梅苗十五日前に上系より松吉の船出りお願、延
上野廣小橋辺より根津根岸全杉三河邊迄の領に町人百廿五
面以上系に延引お願、根津根岸より去る二日引つゞき
山内は孫出二日百五十人余三日より去る二日引つゞき

河原勝持十舟苗苗三丁目市村往々船を懸谷の船云
大あり此程ある藩士お目引つゞきお物、来り仕立を乞
その身お法由さきし、おや感心の餘りお目とら十舟を
往後一船に許多の纏頭まであえしとあり或は田舎藩
の人ありと

四月廿五日の川と新家の中仕立梅苗苗との
一里塚亦有建捨札と字

近 友 勇

右者元末浮浪と老る物在系新撰組に跡を勤め
後、江戸に任番後、大久保大和と愛名、甲州系下総
流しおぬく友軍、一舟向以較或は徳川の内命を受か
探と偽り留不、容易企及は歴上の
朝敵下の徳川と名を偽り、以て舟を飛、救ふ、いと後あり、
仍ら死刑、行ひ、系首せしむる者也

四月

江湖新聞

第四號



定價八分

江湖新聞茅四集

戊辰閏四月九日

海軍より送出の上書之由

旨出有罪之私共一同乾坤之沿革人倫之大變之際會
 仕是近卧薪嘗膽涉恭順之涉題意謹白相書伏る
 朝裁出此之旨待居以慶誦 所裁許有之簡条中
 江戸株尾藩江以領ヶ所取以条与 涉家以領地未と相定
 不中江中軍艦軍番不残涉兵上ヶ取取以与之式条
 一舟過日海陸海軍一同より督府軍門送款封書一封大之保
 一氣勝安府与以指出以保と
 所思召不身伺私意之私計以意以甘取入以共一同与と

二明

下

熟考仕ゆ尾藩也

朝令と云々中宗家危急之秋

當りて五百征東師之列に加りて倫之心好方と一因也

右様之藩士也

徳川家を料理以て一市也

乍兄交我累代活愚之民一回唯とと上て其命以換る

弟一人倫之大義墮地由己多々其名は我

徳川家名相存の天に實は是を限り高武百十餘年之

漸鴻圖も一朝水之泡とわぬは乍怒之天と童子は能

奔一語の後之は將又軍艦軍器は我

徳川家保護之器も早竟今日苦ある為と其存也

何分以て 村家と存亡おふ中中

天朝の彼召上の振るも上

河累代様江江

之應もお立命下り私共一同是迄之江鴻恩之皆活の趣

意にお戻りゆい中上江迄も幸々其是以白一同断然

決心仕人倫之大義を踏之條理之有無を毎一公試々

条涉許容有之江迄暫く代新(是扣)居ゆ也

王兵に對し粗暴之儀も先取不仕の只管

朝令にお改り人倫之道相互江迄歎形は在江若又

私共一同之歎形相費き不中其の乍微力奉る宿然

之 七相も亦り六十餘抄之海上海岸 之故以後

相見え不中換之仕心好方

天朝の勿論諸藩領海峯等打船の事あるに
手出し仕る事あるに其の事迄く
河号諭の事持松の船を運用仕り糸撥
之罷の事あるに其の事迄く
河家代様の事申上り

辰比月

河家海軍

○ 静寛院宮様の田安河殿の天璋院様の一橋河殿の河五郎と
此處河五郎方横江近之河五郎と云ふ事
殿の横江以下左邊一橋河殿の河五郎と云ふ事
太之次方付河五郎事此の合世お取の報

○ 七日橋中少将殿 静寛院宮様の河五郎と云ふ事

田安河殿一橋出お取

○ 北國筋佛徳の檄文あり是の浄土真宗との事
天下太平佛道具隆の八字并念佛の六字を
之と表紙と文中の佛款とありの事
奉定儀の事判然と云ふ事暫く後報を
工月

三月廿二日京都より宗對する一浙達之旨

宗對する旨

今般

王政一彰總る外國涉交際之儀於

朝廷涉交際の儀に在りては朝鮮國之儀より來

往之國攝益涉威信をよめよ

浙音報舟是迄之通り方必交通を掌りて換家後

令以對朝鮮涉用筋元扱の旨を外必奉發補之

為之候而てお勸の条法 修舟也

浙國威おまの換之條に力

涉涉法の事

但

王政一彰之概攝海外之儀別々厚くお心乃四弊

第一洗滌一吃發浙其公可至之奉

三月

○友之日舟戸回宗女正并林原式於去補之方藩江不實

之廣有之付先律免一以百揚手以舟及至之發旨督

府奉條分お達以發各家為舟居分回安殿の江面出矣中堂

○當首横濱港泊之外國高船廿三艘内英船十二艘日苑

柳船一艘亞宋利加船一艘日苑柳船二艘蘭船二艘亭漏生



工月

下

城郭
見計
之圖



...

...

船一艘

○後若所之丁目新及中村屋と中茶屋と於て近日依優集會致し
義を更相借以積り兜軍紀中村芝院の阿古屋津村納本の重右
市村家檔の岩永と掛合と淨りりマあり

○新若所の幫簡宇治森英とまの去九月日友軍方會計掛り
比辺若所相山某之友人上系と付足送り止て不川跡迄是誠更
為人と供致し書子一の重手紙を涉し速換出立致し

○同而拉女屋 尾張屋 権田屋 中茶屋誠茶屋 森屋
五家去九月日又と取成是の若所中合せより過分と割合と引
茶屋の若し中茶屋と規定お破りゆ致ありと

江湖新聞

第五號

雜報局

定價八分

慶應四年戊辰閏四月十日

京師 江戸 江戸書附字武通

今般 王政一新殊文書由關東に進軍お集り奉り付
 先幕府之制を以て以て備度家族系家来大定府在共
 西之國條在折々之に速引致す 任出以志勿備右以沙法
 七不待帰明道お立疾速引致以向也有之に於てお写以
 むる以分は附を以一新後引拵又の只今飛涉り未委
 細後來十二日速内室奉勢局へ中出以換は 任出奉事
 但十二日以後引拵之向を其書く矣之を面出り
 返り至人在國在邑之向去道程遠隔急速之個一

難敷殿向事可為之申付云市令違中違様
取個之面出申事

一 諸國五石以上以下私領寺社領元是迄幕府に
申付振合を取申付帳面相違急達民政役所にて申出申
一 諸國之内元幕府より領り所元郡代元代友支配
所違急達申上 他付申向大元之帳類写相違急達
民政役所に申出申事

但津頭所申向之申付申出申事

村之帳
帳類奉元國帳

但帳類員濃紙にて申出申事

右之通法 但渡小間申渡換て申出申事

四月

○

上野比之彌元幕門町地傳人三十九人惣代申外より上野に
申出申事
下城之身を以て 為聽を申付申出申事

正月以來郡府之安危を以て申出申事
其申上 申出申事

津門之換發城進所進樂申出申事
其申上 申出申事

工朝

二十

若し河救助と約束し下より既今日迄錦の家産安穩に當り
 未だ後偏る家民に愛接し河懇情より出る處より今河仁
 意を甘蒙り放し以儀と老少一同限り多く難有甘感佩れ
 河仁意に甘一下儀を以て私に甘哀祈し何れ甘蒙り入る
 今殺害 河門至様以上京上お控りか之類内之甘備謙致す
 之より甘蒙り去は河事揃におわす素より私輩之可
 甘河筋之無難は河勅使涉入謀以京引續き新々
 戦争も以て終る類も吹今朝中々市民に別る痛ん歌
 息も打掃此上 河門至様涉殺途未だ 任出らる詠次
 大小之所人とも忽ち力を落し一日途方之善是皆高賢
 之結果家産お接も難出京止むのを河門老が凍録
 若海之病入外外存候無事終る何ぎ敢て無量に河魯
 憐れむる初下河儀控り引面お成上下安ん付追誓対之間
 河殺途涉殺録之涉沙流ら成下以り河門前へ住居在
 取大忠甘中上追也無事終る下百万し所人た之於此上も
 多に難有仕合、之より中甘蒙り此限忠告を不顧
 河殺軍下之依し得る甘款祈り此以上

辰岡四月

江
洋

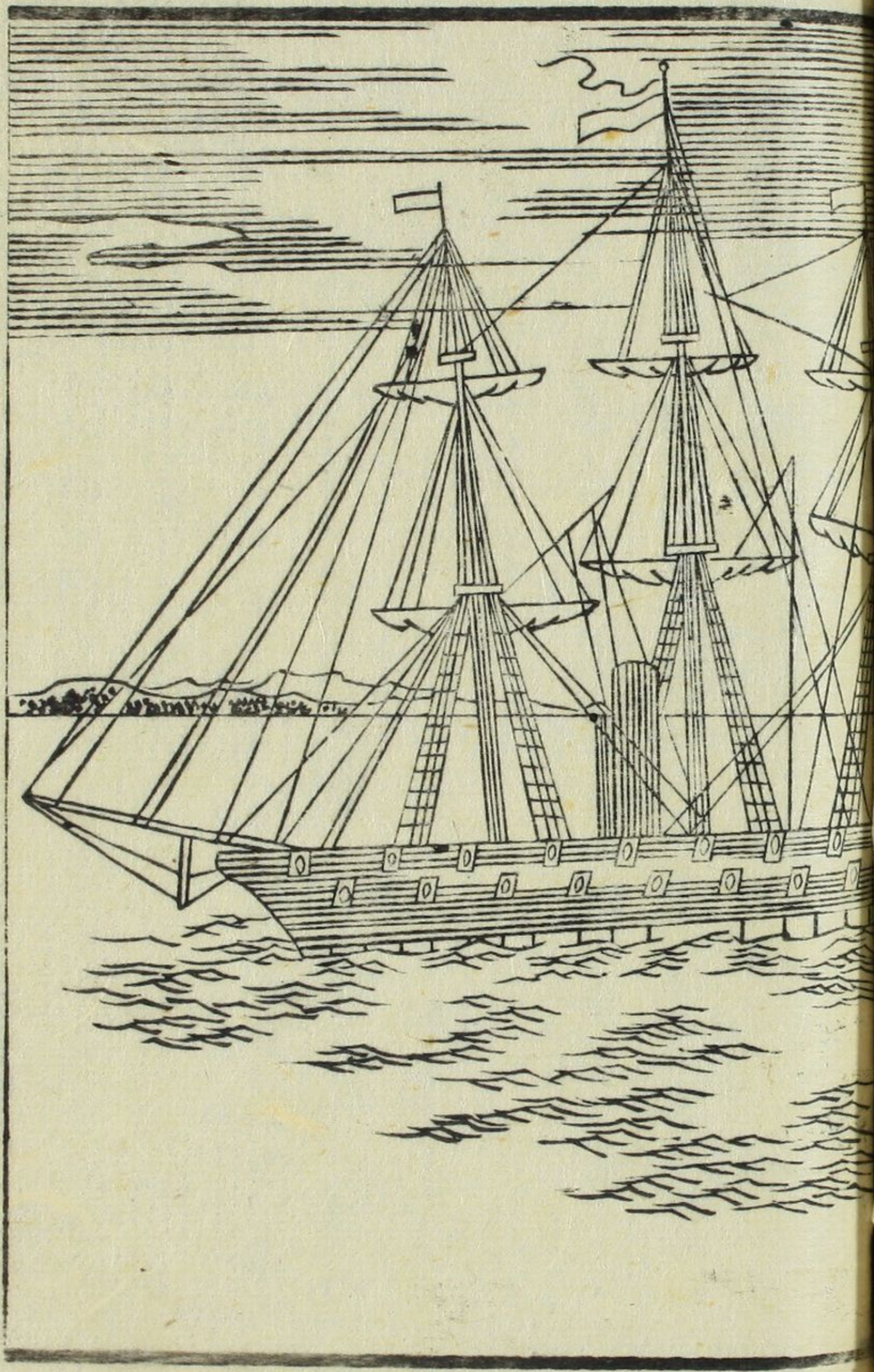


閏四月二日横濱合ラルト新聞紙撮繪

英二月十七日^{我二月廿四日}シト^{英領}マウスアラリアの邦府新聞に曰
 英國女王の弟二の王子^{エドワード}壹丁堡公アルヘルトを弟二月十二日^{我二月十九日}
 午後^{七時}弟三の時^許會の後^{ウイ}ルリヤムソンニングといえり人と友人
 あくシドニーの道^近処^{コロン}タルフ^地の濱^邊の旁^と向^ひに^控居^りあり
 王子の後の方より刺客^リ顯^とと^統統^を以^て王子の脊^をを^討たり
 王子の地^に倒^れ是^{より}刺客^再以^統統^を放^つとせり因^て大勢^来
 きて之^を生^捕りし^後に^其賊^を吟^味せし^ゆに^其名^を公^に示^した^り
 と云^ふに^其年^齡凡^三十五^歳に^味信^の長^統と^{王子}の^地に^倒れ^し後
 於^て一^處を^放ち^て之^を殺^しし^後自^殺せんと^し祖^{より}宿^志せし^と

工
胡

二
十
四



工月

二五

夫遂ハ残念ありとのより同月二十六日刑ノ處せらるるに極まり至
 子の身傷ハ瘻治せし小童もされど此生命あり外条あり
 同兵庫の末状抄傳

日廿人大坂通行ノ旨神戸外國人居留地を往來ノ願ヲ願ふに
 然るも此後外人の爲メ新道を開き山の麓を廻り道幅ハ車二
 輪ヲ交々通すも極小なり今ノ外人の権利と云ふ
 べ死月傳見一何り

一帝ハ今以大阪の行幸とお坐七日程以先近ハ王子河内名兵庫一
 此中向ありと此の爲地一見も此の爲事ありとの放りん
 一大坂ハ今此の新道開き四月十六日大阪河内縣内陸行付

三十一

三十一

為人更入込所其者の因歎いんくわんを燒石小打あてて火益大業たいごふをうつ

石也方小破裂せつれつ一人更入内計うちけい北人源きたにげん自有人あり

○上物より事なる者の鳴なご小集上孫女同國持を村むら於お柳やなぎ勇ゆうを募り

其勢千餘名討うとく言勝安中者井いの二層にじよう人殺ひところの

五日ごにち初はつめの續つづく執しやく持ぢる小戦せうせん及び安中勢利あふざり北の

より軍容ぐんようのまご詳しやう多おほし

○加抄かしょう産うぶの北國きたくに筋すぢ合あは脱走だつそうのりの結むす極ごく方かた薩抄さくしょう長抄ちやうしょうとや

控かへ下したにおる好この青あお河か河か有あ之の且かつ長抄ちやうしょうの寄よるる濠ほ越こ後ごの

新あらた河かにおるる北きたの中ちゆう

江湖新聞

第六號



定價八分

慶應四年戊辰閏四月十二日

日本改作あるの内札の鏡

模倣在留洋人某の著せるふあて本國縁事書を送りたりと云余敢て其筆跡を得たり日文ハ長文なればその大略を摘録して之を出せ全文の返る翻録し別冊として出さるべし。

○去年以来日本の内札一対の起る今日の内札及ぶ此事態を論ずる者 帝の政府を称する一旧政府を唾棄するあり前大君み元祖一新政府を雙言するあり何れも其見同み感へされ自己の私論を鏡と譲し正論と名づくべし歐の諸物みあり日本改作國制を之知らざるもの俄に新聞の鏡み儀り成致を

以て其形勢を論ぜざるは繆を引出さるゝ余今其大略を概述
 せん抑徳川家の政治の 家康公以来二百数十年の間封縣の
 制は其緒を継ぎて鉗制一政の中古に換り唯是る不
 帝あると有らざることを外國の交際始りてより日本の諸侯皆
 自ら自主の心持あるを悟り隠々 徳川家の取柄を免れ
 此府にありて 徳川家の制を更張すき威権漸く衰微し
 強弩末勢の類を且つ南方會盟を為す 帝を擁せしむ
 前大君京都の戦は紋は一知 祖先傳業の大権を失う事勢
 の然るゝむる處なれば 帝家の大旗は日弁人、此を今以て
 其のの恒重をたませり相會盟の方の之儀と稱せりとの説あり

其餘の諸侯の班に列せし追より政事を操るの法 帝を戴き
 議院を設け議官を置輿論を同き政州を君裁制の團體を擬
 換し頗る開化の進むが如くされども其事業の全に事を為さる
 處其放何ぞも元を立君裁制と政治政州の行はるの勢を考る
 小封縣一變して國君擅制にあり擅制一變して裁制に及ぶまじ
 封縣より直ち裁制に變するものを是れ今 帝と政府の定
 額の兵員金穀の皆會盟より出まらざる會盟一度及解其
 帝の再び原の空位を擁し給ふべしこれ政府の實權京師のあり
 何らざるを援あり且は會盟の徳川家を偏執するの一会は初まり
 其際名を挿し既し長崎の三藩の權執起まるとはけり

○會學の兵に戸小東の前大君に戸珠を去り給ひしを殆んと
 一月小及ぶども江戸市中に依然とて會學の振せは且つ他處に
 會津の猶多き城後松原日光下総の兵隊増起して徳川家を
 助く會學の兵を昨日の勢は」と同たり或は曰く 帝の
 勅使の近きかろくば江戸を去るべし」と果して然らば横濱に再び
 徳川家の有とあり遂に日本二ツ小かろくの勢は小あり内乱うち
 続きを平す日何れもさるべし

○外國公使の来る中主不偏の說を唱へ是迄の條約を改めよう
 帝を日本の君主と認めぬ日ハ又 前大君を政府と名け日本の國
 勢を殺き衛平を保えんと欲せりこれ外國公使の来るに備へ

余が所見めその之を西洋に絶すべし之を東洋に絶すべし
 今東洋に絶す所の民漸く開化の域に進まんとせる處あれば之
 七福之之を論し造物主は歐洲の人を顧愛せる恩に報ゆべき也
 ありは内乱を鼓舞し生民の兵刃も苦むを傍觀せば天
 理人道ニツまらざるべし況や日本の内乱お續くば交易の
 利も遠く衰へ條約の甲斐も死に及ぶべきを曰く然らば外國政
 府も何れを助け何れを遣くべし故曰く日本人民の返慕せる
 威權ある人あり吾曹の爲め好友とらん人を助くべし之は是迄
 の外國交際を回想せば自ら人ありて誠まらざる 前大君の
 或は生黨の諸君會津の如く他日日本を回復せば必はいそん外

國政府の信する小足りて朋友の難を救つて条約の大眼目
 ともいふべき信義の實行ありと東洋の終て我國の英名を
 失ふと失はざるを今日の一舉あり或は曰く日本北方のあり
 密多 前大君を助けん事を欲せる一友ありと曹西亞の事実
 るるに歐洲の緒強國の止事を以て 帝政府を助け東洋の
 衛平を保つる策とほし再び是海を戦と東洋の國に殺十萬の
 生血を以て日本に洒くべしといふらん

この文の横濱へラルト新聞紙記者の著す所めて既に本國
 送りの新写紙に載せ刊行せりとほく終るや各々を

當月上旬水戸にて梅海某の兄弟あり人亡兄の爲に復讐を
 せし事ありと云はるの兄は先年を平山と名し書生堂より
 殺さるる者ありと云

総州小松平大和寺後の陣屋あり尚月二日脱走の云候より
 右之陣屋引後の横掛合ありと云ふ小松平日追延引中入し同日
 及び陣屋預りの重役某切後の云々上る由後報あり
 陣屋に全殺もおる候一ありと云

田四月三日出板横濱へラルト新紙の件

此程會津の本城が松の近所にて友軍と會津藩の兵隊
戦争小及び一処友軍の隊長陣役一兵士三百人捕ま
たりとの報告を以て之を察知されたりは既に知せし
同七日ベラルト新紙紙と傳

昨六日英國蒸氣軍艦サラミス 名横濱へ入港英國のニストルハルリ
ハルリス及び附屬の士官一同此船より来居せり

英國のニストルは去ル金曜日即ち田四月朔日
帝の御駕の叔父、當り人なりと云

右のサラミス船の昨日夕方第六時再び兵庫を向て出帆せり
ゴロブホテルといえる旅店小トモニーと云人止宿せしが去五日
夜三時ありと腫れを覺ませしに曉光滅一寢室の扉半がひらけ
隙間より明り透て見え隠れ足音ありて之を室を過ぎ扉の方
小徑なるがやトモニーが起る之を捕え其頭髪を以て一婦
人あり同人の妻も起来りて燭を照し同宿の者あり二人あり
捕えたる婦人を以て其顔色更に憐れむべき姿態も多し織
情判然たり蓋し此織婦焼死物と云ふは此品のもの

二
三

撰^{せん}出^{しゅ}一^{いつ}一^{いつ}後^ご焼^{しょう}を滅^{めつ}一^{いつ}言^{ごん}あつん番^{ばん}初^{しゅ}の方^{ほう}いつらと辨^{べん}せ
撰^{せん}言^{ごん}のあつんとせ一^{いつ}が滅^{めつ}品^{ひん}の焼^{しょう}據^{きょ}あつり盜^{たう}滅^{めつ}改^{かい}方^{ほう}のあつり
後^ごさまつらとの結^{けつ}末^{まつ}如何^{いか}なるべきを同^{どう}に

○

今^{いま}度^ど田^{でん}安^{あん}中^{ちゆう}納^{なつ}言^{ごん}大^{だい}久^{きゆう}保^{ほう}一^{いつ}幕^{まく}勝^{しょう}安^{あん}府^ふ吉^{きち}江^{かう}表^{へい}表^{へい}結^{けつ}り終^{しゆう}る
由^{よし}妻^{さい}仁^{にん}お申^{まを}付^つ高^{かう}橋^{はし}後^ごを安^{あん}に
間^ま此^{こゝ}段^{だん}あつり中^{ちゆう}後^ごゆり

新^{しん}時^じ陣^{じん}のた

至^し 巳^し月^{げつ}七^{しち}日^{にち}

海^{かい}軍^{ぐん}府^ふ
執^{しつ}事^じ

江湖新聞

第七號



定價八分

閏四月九日出板横濱へラルト新聞紙譯

- 一 江戸近をそ東西之友軍戦之及ぶ事既に七夜之五より七八日
 以前ハ両日の間五六ヶ處の合戦西軍常に利あふざりしと云
- 一 薩摩ハ當昔糧米之乏支困弊之及びゆ雲孝に別懸の大名未
 だ未まより米を乞ひ受家来一同の飢を救へる由あり
- 一 亞墨利加丸脚船ヘルマン船日本小を雇ヒ上りてお救ふる多分上方
 より廻りゆ兵士輜重を積返ス為多し一當今友軍即ち南方
 會學方の度並分昭るべ之を懸ふりの少きべ
- 一 加賀 會津 仙臺 南郡 其外小國の諸侯一同より

江湖

三十一

帝(上書) 假令如何様も後々も新政府所取建に付
其(會)の連判難仕且ツ南方の士を以て府を守り
候も断然不服の旨 奏問せりとす及ぶ

一 帝の所存様の當節薩摩長州の奇貨とす給ふに清彦
の蓄志を達するに臨み 帝南面してあすのそとに不都合
放武門の惣大府と稱し 守るありん

一 右の如きも横の所産ある事を憤りの寺院最もまゝ一既に
京都の僧官いさる事勢の 帝の所職學ありざれば神仏
の教と遵ひ 帝の所為に其力盡しと其支度をおせり

若し寺院の儀論定まりて後々も其威力を南方
諸侯の會議又ハ小國方の軍強よりも却て盛るるに抑ふの

一 國中宗門の人心を得威權の事思ふべき程なり
帝は其建言所採用せざるを預りて
英國海軍船隊ハ今以て兵庫大坂の西港に碇泊せり

○ 俄國巴里新聞紙之條

佛國の帝いぬる夜皇后を侍ひて戦場へ所幸ありて御優を
所候ありし小婦人より歎嘆の仕おを勉めしもの有奉未
着衣女ありし決女とあはれ給たりしがその業極めを死を
殊小共の候にを舞臺をむりぬるは足物の人なる神り候

重ぬまのもあー皇后その絶^{せき}枝^えを汚^な感^んの何^{なん}あり其^{その}の涙^{なみだ}の
 出^でる事^{こと}のいあーとく汚^な側^{わき}仕^しの女^{にょ}友^{とも}を^を

皇^み后^ご講^{こう}ハ子^こセニ^ニと中^{ちゆう}し替^かり^り西^{せい}班^{はん}牙^が國^{こく}貴^き族^{ぞく}の^の媳^{めかけ}女^{にょ}
 女^{にょ}友^{とも}の^の容^{よう}色^{しき}何^{なん}り^りか^か佛^{ぶつ}國^{こく}帝^{てい}那^な破^は倫^{りん}并^{びやう}
 三^{さん}世^{せい}の^の皇^み后^ごと^とな^なり^り玉^{たま}は^は内^{ない}政^{せい}の^の主^{しゅ}と^とな^なり^り國^{こく}務^むを^を

江流

辨へ居りたる既ふ

國帝北園へ行きの昔ハ機密の

るやと當りあふたれば當代の賢后ありと皆人爲り

一 近江軍艦三艘上方の由廻りてお城板尾ハ多分新物供方

所由系も自忘もアましく外に中

一 當月朔日尾州宮の書状去九八日之朝お届キ文中に板

白合津勢越後より進み信州の押寄せ松が外道標廻り

尾張之北の向ひに板尾尾州懸渡人致三喜色道標出

前大納言殿の儀去月廿八日津出立る中山道筋の由上

○

一 尾州竹腰籠若先頭より鎌倉にお城の処當管有志之黨と

之七出り田宮如雲と黨を遣はんと練り強勁を起し以外

風は河れども中群のあつたを志すべ

○

一 歩兵頭大者圭助の日光辺より合津の案の板尾人の西洋兵學

長ど小人あれば當月上旬合津彦より板尾十兵衛を使者と察

若彦より大者に時服刀を送り玉以具ッ若松城の境迄自ら出

近にお城軍師の禮を以て案く津待遇の板尾の具若松の

後隊個練ゆりく熱達一戦車に支度十分を整ひゆせ

○

一 大総督府より以旗本以家人一統の正救とて金十五万両借し一角
二万両宛て下下を叙此程回安殿に以妙法有之此処回安殿以家老
総督府に兵出を候し以祈を以せしを却る人心を激し不復
者お増す以金銀を致す元くかく以封中とお願方人心相合
之為に於て是なる旨申上公に付以救令し車に先以先令とお願申

○

一 五月六日夜歩兵頭並松浪格之丞陸軍奉行流の命に
総務に脱走せる撤兵隊を脱得とすく居撤上総督府に傍村
本陣ありて強論に滑りゆ交不交に切掛をらる遠く病令せし
之は風波あり実事よりハ懐むべきもの人の平生真意
ありて為事以来商家の為め力を盡せし人々由

○

一 此程市川八幡辺戦車に苦上梅林に以囲ひ有之ハトロンを拵出
戦地におあり込方のせしに大小の差ありて交小間合中不雲
と云ひ改め治す和蘭製ミ二統のハトロンを兵士所拵
統の英吉利製のインライフルライフル之の由戦車に討合
率同を撰と違はるべき事なれども日ありに付て重
と横濱ありて外國人等せるより

○今故^{まゝ}救^{きう}末^{まへ}ら^ら下^{くだ}り^り去^さる^る儀^ぎ優^う申^{まを}申^{まを}申^{まを}達^{たつ}者^{もの}と^と呼^よぶ^ぶゆ^ゆの^の頂^{たか}戴^{たい} ^{あはれ}
有^あ之^の市^{いち}川^{がわ}園^{えん}前^{まへ}一^{ひと}人^{ひと}難^{がた}有^あ事^{こと}あり^りと^とお^お言^いふ^ふ以^もて^て救^{きう}末^{まへ}頂^{たか}戴^{たい}被^ひ家^け内^{うち}一^{ひと}同^{どう}相^あ見^みぬ^ぬ
餘^{あま}り^りの^の園^{えん}子^こ被^ひ有^あ名^な之^の儀^ぎ優^う偏^{へん}く^く之^のを^を死^し當^{あた}世^よ教^{けう}す^す心^{こころ}掛^かへ^へ感^{かん}入^いる^る也^{なり}

○田^た州^{しゅう}信^{しん}州^{しゅう}より^{より}の^の便^{べん}あり^りて^て彼^か地^ちの^の事^{こと}情^{じやう}を^を得^とり^り分^{ぶん}八^{はち}号^{ごう} ^{おとす}

江湖新聞

第八號



價八分

某侯之連白

此文の兵度より書信申し得る姓名を刪去せしむ
 たるを知らば毛利宰相の上書多しといふなり或は回加賀彦
 と建白ありと何れも説とすべき條あり行文の間據り
 て論を導き前説終るふ似たり姑く後日の確報を待つ
 微臣かじん 謀忍誠懐頓首えんじやう 七愚衷を建言以徳川とくがわ □□後
 去ル正月中思ふも射射しやうしやう 禁軍下設施仕ゆる足跡昭然しやうぜん の
 天をとり進射しんしやう 信付以処不費自不移時滅去を平治仕
 □□坂嶽を奪て東進被外余ハ 官軍戒る功云々中

江湖二

天威之不可犯之儀与昔存の是より京坂を初め五畿七道の
氏庶氓隸之に追 皇恩 聖海を世に仰 王政一新之
折振恩威漸ふ高き為に皇恩を限る 漸聖徳回天之漸盛舉に成る

□□追討之 王師治る下之舟楫道之徳督と 兵を兵を

熱精之大事を以て 親王の漸委任らるる東海陸之諸道を進發

侍起 王師之別る所兵又の皇務らるる一月を以て東海の諸藩皆

王化之漸降仕□□以深く朝款之天冠之端り小事を思ふ恭祭

道之由り臣子之心を知り謹む 王裁之隨以首謀之固き兵

番軍艦を兵上去り四月十一日の戸を引退る水戸通塞の阻

王師之敵を去るにざるを為の故に之を就也に固き都信之者

共之ありゆゑに正理適明之法を不存其の家康以来の舊徳を

狃之罪義之義に固り不忠之忠を名ひ遠く 朝款之汚名を子裁く

以之業りゆゑに付ト築大吠竟之所業及平も難行の事□□一才之

覚悟を以て結締侍新恭順之實行お費り余以 王師之凶威

威赫をお取ら儀に依り此上の卑く□□附飛之状 漸寛赦と

為に格別寛大之沙変を至り 仰出祥兵お成以援送討大徳督の

聖物七場ゆ儀に托替存 然る時ハ 恩威並行也 王政の回業之

大才大基もおま 皇國大平不汚之全策に之を以て三月以

来 王師来水之道より江戸に進之今以宅集在在殊之實事を

契期之趣ヶ天險之地に汝入仕地門を以不わ永永陣仕ゆと

如何に其の孤軍を以て客地に臨み兵を拜せ老し以て後い
 家に入棟ト集り及び第一□□□□家臣大□□□恭順し道場
 面旗静正身らも寛大に以て其を治出に徳川の家名全く斷
 絶す 信付 敵意と察し謀り決死一戦と議決致窮敵却る
 啗猫之類に類し 王所之抗戦に終つて難針の此河あり

王所之脱陣を以て反賊大に平治仕百戦百勝に上築地を授け
 後 漸成算出多し 彼我の間子等し生命を僅し不草に
 民を以て兵に難し 難しを難しに幸土佐兆に民漸愛撫に
 聖意も其の度多し 平治に宣んや戦に務むる領も其の如し
 漸成徳を驥に以て其の如し 王所不利に事 大に其の如し

痛ん死在の右に後、此の最前微臣
 采地と 下迄天下諸伯の首領とす 信付い□□□家臣共
 聖意に後大に感激仕金 聖業を補佐仕 お達有るる安具家原

以某二百五十年の 系原の其射勸勞仕 應に相立一挙して関東
 愛和清一物に以て威業を以て其の中今更相とる 會津庄内と領民大
 聖倫に度大なる不存 王所之不復より云 操を勤に徳も有る一層に

敵意を以て其の如し 後、其業如く是亦之領民大□□□其家名を以て
 兵器を抛て 聖威に降伏して其の必事し後、以 時業に果す得失
 今、今日の一挙、拘り以て其の微臣に故言 以赤納と其在也

沈下伏賊皆亡幸志之也其味死之奉
奏聞以備其微惟取首領首

辰四月



右之達而ハ右政官也ハ採用（まうり）お殿の式未だ之を知らば文意甚
實可之海々事辨知是を献儀と云べし何れも此中加納あり之死と也

○ 因四月二日附之伏見分々末状申す

一 小山戦争一一条之付薩長古徳藩之人數為後借様出之殿
大坂分蒸字船之出帆道之江戸迄と也

○ 信州松本藩陣之進出有之松代ハ危キ候會様之去遊ハ其波
信州押出ハ此所ハお河ハ此所ハ京江信之尾妙之四人救其信州

滋妙辺之大名方の三日出向之候之妙西尾若田之余尾
之遠之徳侯方ハ之妙出向之候

一 尾張之代殿番長大坂ハ之入御道之出向之候



駿府在任之役之ハ先頃不意之通り之定ハ

- | | | | |
|-------|-------|--------------------------------|-------|
| 駿府勤番 | 十八人扶持 | <small>此様代
山様番</small> 組方力 | 十八人扶持 |
| 町方力 | 十人扶持 | 三組同ハ | 式人扶持 |
| 甲府之方 | | | |
| 式百儀以上 | 三十人扶持 | 百儀以上 | 十八人扶持 |

大正一初の事件より今日の御恭順何と云ふ儀也
御の事ありとも不敬の罪を免許あふ何年進駐
たしと云ふこと能ひなる所いふ所も殊務ありと云
役人ありとも些微ある所を大義院に進駐いふたりと
傳へ之百年來懸念の若しき所人をも初めたり

○
皇上前の大坂より所業船止の在氷河系所小遷所
つらつらとの新字を好より悉く九編に出さる

江湖新聞

第九號



定價八分

横濱出板へラルト新聞紙之件

○ミアカとツキる蒸気船去々十日去座より出港（蒸気船）其新
 聞、曰く上方の兵隊を集めて江戸へ兵向くべき支筋をさす
 是ハ會津方先鋒の兵に近く攻寄る所の進軍あり
 ○ミアカ船へ上方勢二千五百人為出陣來港の若き海軍掛
 の不取扱より傳の人数を云ふ又キウシウ船西へ八百人コタリ口
 船は外を巡る後傳の兵集着と云ふ

○大坂方の新聞に曰く

皇帝陛下ハ去々七日を振りて慶つる所船を京都（還河）

横きと河の南岸の兵隊を以て獲清し河船の潮小防ひ
京師を扈從中上より 朝廷より會津の侵襲返り近つた
たると寧ろ統よりとく深く之を恐怖し玉つたとぞ

○日本新政府あり新大坂表外人居留地の測量を初より
○兵庫よりの新開と曰く去る十日早朝日本の兵隊戎装少く各
武器を携へ或ハインフルト銃を持ち或ハスピルスに先込銃を肩

あし大坂の方面へ向ひて行進せり其向ふ所を伺ひし會津は兵退
京師に近き侵襲表す之はおろろり付 京都を獲清せん
たるといふるより形勢あり會津清むるに経怯謝罪せり云々

○ふい合く 虚脱多し

同日月十三日 西安中納言殿河 宅情に安在之に達有之

涉書付く旨
朝廷實典と

河邊を以て徳川家名は 天下之間上下同謹懐て孫生之旨
先達とあり 達並に此の事こそ前後脱走之者大有之近日
諸所屯集暴賊相立り脱全く徳川家名を疑念お抱ゆと
所業もむりゆれお件に始末あり人□□恭順一途と素意は
度り自惚結局と河を以て延緩お取上下一同安堵之場なり
萬一不測の後會取恭懐心得達とて後事と追罵ト中偷能懐

奉行十目同親之上家名ハ勿論相續知行也亦違以定裁
有之間所ハ抱物念各箇恭明下存其始

大總督官

河津治事

後四月

東海道徳松府

總督



田安中納言友

九尾松殿家系
奉送

田宮如堂

松平肥後守跡返送お幕り尾張領新色一尾通り存
相副由旧至前天烟言ハ追討也 仰付由間其方以暇ら下
力ハ遂ニ奉功撰ト 仰付依之奉典職國奉ニ務有判
事ト 免也

右ノ通り四月廿九日系師之旨 仰後在流降丹後守 松平
氏外ニ緒度以ハ同格取圍法 仰候

誠後守田慶家老中振重儀寄るもの先次 系部ハ以

工 月 二

舟上系せし安中寄書に後を勅至る志有之報附ら
此後開陳りて是上音去九月二十日也 始渡河也
且人の中寄書信に仕段重以舟中涉谷中上右白藤村
長州に渡る喜人宛長加物藤本村丸丸島と十老都合
三人重以舟中河海に同月廿四日系就獲是之由

官軍に加り江戸に來りたる尾張殿共海に國許切迫し執
總督府が立於備へ上りて國世一也

○
當月二日周州藩の内是某外人日光中禪寺に屯せ致し
來る所石を石倉内に入込に獲二王河門石勝に當り上りて
る立止りて鞭打ども進まば依りて斬りて置き之を牙の
皮履に傳 河孫殿に上りあか一事を以て終ふ 河石と同に
○
河内陣に涉階に當り涉腰掛を擲擲て 涉内陣に據
の德を勅し涉橋具に空を吐きまか猫 門にあり其後上り
と其一月中て之を著め漸く兼知りておひり也
○
此一箇の日光の書信ありとて友人某寫來りて余亦一共に
切齒約腕せるもの也抑日光門宮の候 神志を崇めたり偃

武掄ぶらう礼れいと洪業こうごうと表ひらし昇平しょうへい鼓腹こふくの大健たいけんを顯あせる事ことなれば思おもふ

朝廷てうていより 官様くわんさうと名な 河門かもんと名なは揚あふ 朝あ思おもうく返かへの寤ご海かい

聖せいより六十ろくじゅう余あまり州しゅうの蒼生そうせい鄙野ひんや之の尺せきと臺たいと籠かごたそ崇たかすま

夏なつと都みやこさるもの色いろ今いま其そのの大たい誓ちかよひて 官軍くわんぐん未ま下くだし護ご長ながの

士し之の小こ加かり日ひ光こうに登のぼりし人ひともつり拈ねんとぶもま自みづか己のの身みか

年としに教きょう礼れいと表ひらせるより今いま是こゝ五ご某なにか假かり令しやう狂きやう人ひとにせし酒しゆ頭かぶとせし

かくそれ及およびる何なに事ことぞや此こゝ件けん實じつに拈ねんらるらる猶なほり我われ 伸の長ながを

輕かろ蔑べつせるのそちうちうは保たもて 朝廷てうていも侮おご慢まんせる時とき呼よぶの志し也なり

老らうと之の之の余あまり曾そうて同どう昔せき某なにかの候さうご兵へい度どとる季き捕とら公こうの墓はか門かど

王わう朝てうの忠ちゆう臣しん千せん載ざいの下の武ぶ門もんの船ふね艦かんと仰おほくべき人ひと之の思おもつその身み

正せい之の位ゐを違ちがひ揚あるまねに余あまりが下くだりて一いつ礼れいせんが忠ちゆう臣しんの身み

ては官くわん位ゐの所ところも固かたまり高たかきと。平へい相さう國こくの墓はか前まへゆ

同どう格かく小せう棄せきあり澤たく者しや又また其その放はなを所ところひしに相さう國こくハ魚うゑ人ひとも是こゝに

三公さんこうの人ひとあり大たい凡ふん之の名なに列れつり大たい位ゐ極ごく官くわんの忠ちゆうりし人ひとも

之のを呼よぶあり鑑かん号ごうより又また姓せい氏し官くわん位ゐを改かへて呼よぶとすし止とむ

を乃のび以もつ名なを呼よぶ時ときハ公こうの字あざなを添そへて是こゝ

朝廷てうていを尊そん崇そうし替かる故ゆゑあり相さう國こくを道みちと籠かごた官くわん位ゐを旋まり

剥はきたる所ところは所ところ名なを呼よぶにさう多く思おもふ事ことを

墓はか前まへを打うつするゆゑにさうあり候さうハ寤ごの身みかと

江
津
三

初り礼節を毎一方人とあべー今様 神忌

朝廷の恩^{おん}榮^{えい}を極め給ふる事あり平相國の如きみ何ん^{なん}功業^{こうごふ}
の盛大^{せいだい}あるあふ楠公の比^ひるんや百万の生靈^{せいじやう}望^{もち}望^{もち}の苦^{くる}しあむを
救ひて平の安^{やす}きふせいの懿^い徳^{とく}天下の人民^{じんみん}皆^{みな}よく知りて
尊敬^{そんけい}と尽^つせるあは是^{こゝ}其^{こゝ}さうもの心^{こゝろ}はあは是^{こゝ}の貴^き族^{しやく}の分^{ぶん}
を顧^{かへり}みていふ事^{こと}を礼^{れい}不^ふ敬^{けい}の振^{ふる}意^いをさるる武士^{ぶし}の法^{はふ}の云^いふ事^{こと}
人間の道^{みち}をも辨^{わかん}ぬ奴^{やつ}輩^{はい}と云^いふん外^{ほか}天人^{てんじん}両^{りやう}方^{ほう}も決^{けつ}て之^{これ}を
免^{めん}まの理^りは放^{はな}て余^{あま}今^{いま}の事^{こと}を公^{こう}布^ぷし偏^{あやま}り禮^{れい}儀^ぎを免^{めん}ま
の、敬^{けい}とん

江湖新聞

第十號



定價八分

慶應四年戊辰閏四月廿一日

清家臣より 系部に送る嘆願書

徳川□□不測 天譴を蒙りしより以來 昼夜恐懼自ら
 省責し彼の受天小父母に号泣する小ひとしく一言尾を
 弁明するあたらず 只官恭順するを祖宗戡定の功を
 以て開創する所の基業を失ふ事なれは毫末も怨望せざる偏
 小兵力をばりて自屈し寛を請ふ事と能へざるに非ざり只君臣上
 下の倫理を正し且夫下萬民をして 漢炭小隔らざる
 めんが為小其家を持て顧みば 皇國の治安を希ふ乃
 心切なるが故より古今史策上小於て此の如き玉恭至仁の

人々々々微臣ホ□□の恭順不辨憚一今日おつる生を祈り拒余
 妄勃をまさば氣を吞息を閉ぢ謹慎を奉と一 天正乃
 挽回を懇祈する外化あり比日□□君臣至殊漸く 天正一
 貫徹一仁厚の 恩詔を賜り感戴不堪と推ども尚又徳川氏
 の封土を獲一後嗣を立てらるの 詔を皆せば是微臣ホが愚妄
 堪ば萬死を冒し々哀訴する所あり仰ぎ頼くハ
 皇慈を益賜ひ近時毛利廣封父子寸地も削らるは官位
 復舊せし如く至寛至大の 恩典を下さる事奉を

聖天子上不在を天不替りて紀綱を維持し多事公の正大なれ
 ば世の尊く一々是は為さるの 聖断の必らばをさるの理なれ

奸邪の輩言 天聽を掠め 恩海同トトる事奉りハ
 微臣ホ義兵に仗し□□が寛を祈り徳川祖家の偉勲世々
 号主法邦の績は廣封が祖元祐以下子孫世公の勞と何はる
 大何はる小なるや彼の父子冠を得るの日 官軍を抗御し
 此の自保の私を為せしと今日□□君臣の行密に推し入れ
 恭つぎさる不恭さるや日を同くし々編むべからざるの義を仰あ
 り一為に至公の 勅裁を乞ひ奉らるるを得ば若し 天監微
 臣等が鄙衷を隠させぬおふらば同志の臣庶忽ち
 帝國の邊り 皇國の爲に二三の奸邪を斬戮する後結
 の臣庶一時自屠剔腸一握の熱血を以て 階下お崩ぎ魂魄

七生を加へては此表作を連せんといふ愚意此の如きの際方寸
錯亂冒昧唐突非礼の放言を献げ獲れ不殺不伐に連往
十族小及ふと雖も穉も所あざげ殊に誠惶死罪頓首

謹言

慶應四年戊辰四月

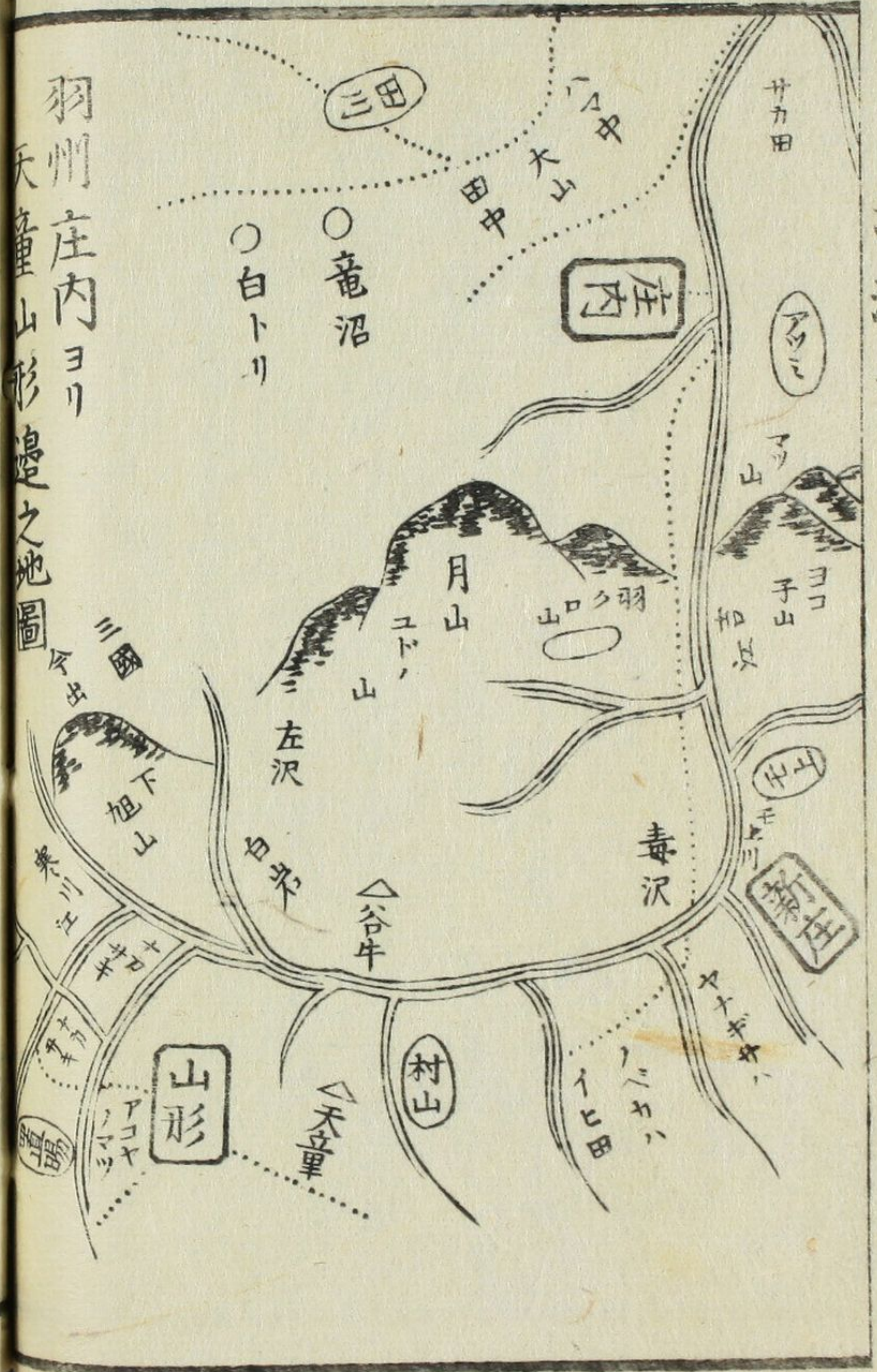
徳川家
決死結盟眾臣

多く上書い系師の役あり得る所あり成り曰くとの書山園回
盟の端候より奥羽鎮撫総督へ兵出さし太政官へ出さざりたる
りのと文を披露して傳ふまはつめも然るべしとあり

○出羽山形の事候に回く

閏四月二日庄内の兵隊惣大酒井兵部高三千八百石副将石原義助
高二千石軍師加谷孫清助先陣中村清義、中余新徴組とも越人
教九千人羽州天臺へ攻寄せ戦畢、及び天臺城内不残焼失
市中も少く類焼ゆゑ庄内の兵山形へ押寄せ陣營の爲、
山形憐れ借受々後吉掛合、及び終、戦畢とあり最上川に於て
二日の間合戦あり、是内官軍方の仙臺の人散退、馳加り澤三佐
殿も新庄迄出る跡血戦とお城高山形市中老少の者在旁へ
互退る壯年の者のお渉り一同戸をメめ新庄今合戦中、

閏四月七日



羽州庄内ヨリ
天童山形邊之地圖

○ 國正月十七日箱根より之來快く日

去十二日夕刻脱走方三百人余相物共持て清く上陸箱根
 打越守付小田原侯人殺六百人計以十六日夜探士に右に脱走
 方は掛合筋多し沼付竈へ出張お尋ね候

○

沖田之形支配物仕並小栗仁右衛門の届申出而之畧

小栗上野介儀去月申預之通土忌迄仍付二月廿八日知行所
控田村一向ヶ出立土忌宛在去月廿九日官軍松平右亮
板倉之針取松平鉄丸人数九之百人程之倉宿送探出之者丸
細日權田村一押寄せ多者者兵越上野介父子征伐之役者
越智岩倉殿々下知有之申取違一控又大小焼たてお後首中
写中付兵器お後レ由且中控レ由儀有之付將又一儀之傍へ
て兵出首去レ二日掛合有之家来三人小者三人百連レ翌日七
時之傍へ急振宿終二日越智より江仍渡之報を以て又一
番召連レ由家来大小兵上レ同七日官軍所討討人召連レ尋之
筋小之者々申取違一引連レ又一初め家来三人大斬首小者
三人ハ入牢無程官軍ハ出牢中後方々小者之傍所控レ
控田村より之出倉上野介安兵衛兼合ハ去以六日朝四ツ時
之倉宿所来之如以尋之筋小之者上野介家来三人とハ斬
首一一人家来道具不殘者造り何才ハ先
持越レ首兼り及之候出府前書之始末申取分間
此候以届申上以上

閏四月

小栗上州ハ平生果斷の人よく公事の為み取を忘之國家
之事の邊臨之而折檻士民只獨合の性有れ世上の鏡

往々毀譽相すせり種族その凶報ハ皇國ニ取りて一個の
人物を失つるといふべし且其罪を論ぜりて過を鑲めば
直ちゆ之を殺戮せらるる事寧致知らざれば人方
を惜之志臣を憐之むの意亦何ぞ持し億兆の民庶以愛
撫之再叛之とも是をば之を天下の公儀に質せんか之
を以て議論を施し匿名の書が新聞局に投書者あり依てこゝに
出ル

○近郷近在の地を觀望する

その地を以て入る、其のふみ等

江湖新聞

第十號

定價八分



○横濱新聞紙の抄釋

新政府政を採りてより既二月以上及びされたる維新之處
 主たるとんび兵庫大坂の處所とも依然として交易と利を失ひ
 横濱亦おんも新政府に替りて以來運上所の諸務既定あり
 舊政府の諸役人外國交易の事情不通甚が如くあり
 至上極端の行在り 玉懸の萬金を條々の策ありとん内
 なる下りて漸く還漸く及べる事あり
 北方會社の諸侯の死を決し断然南方の政術を受る事誠
 肯せん戦争及び血を流して以て肯新と達せんは殊に

今討の強兵ありて其盟主となり南方に抗抵せらるるは今討の
つらん張りの南方を狭狭と東北の緒道に張らるる策の行
つらざる事判然たりさ直に今討の小國の兵を率ひて連戦し
兵威を以て南方に加へ徳川氏を回復せしむるべき也

○
六月十七日佛蘭西の新公使ウートレー佛國を御船よりス
みく東來せり是ハ佛の公使レオロロと交代の爲なり

○
同日五月五日大坂ありて津市告

此後大徳暫官の言上と教も有之徳川□□降伏謝罪等何

天裁の旨ありて非常な仁と 敵意を以て寛典を以て

三月 仰出の儀之末ハ七日 還幸の旨ありて 仰出の旨

七日寅刻 内侍所より出陣 以休守口 以益休牧方 以泊瀧城

八日卯刻 津出陣 以益城南宮 以休六條東殿 還津

還津の上ハ二條沙洲を以て 皇居より 控回所あり 萬歳

三月 圓食具の此後ハ屢々浪華の 行幸より 控行する所ハ

地理の圖り追々津造營にお來りて 仰出の旨

○大坂ありて 仰出の旨あり

此後大坂道傍地利を撰り豊國大の神社祠に造營す付
右國恩顧の諸侯士庶より追々津造營にお來りて

似如以事

同四月

○

△江戸市中の救済に付

市中貧民の折衝難儀に候に付三才迄は小児の掃除拾五才以上六十才迄は男は白米五升宛六十才以上八十才以下は男女共白米三升中人数は存り不之

辰四月

江戸市中貧民の救済に付上人数

凡四拾三万人程

壹人四升宛に足積

米石 壹万七千二百石

屯男五升女三升宛に割

○

四月廿八日之尚米俵原光之進左町會所にて裁減の旨に答出

尺取以書附其申上

一寛政後江戸市中町に地主中令町入用一筆加一積金終其年之度に扱入日之飢渴及以程之窮民の多き事西京出の窮人数は存り米俵原光之進左町會所にて裁減の旨に答出

に罰^{ちり}刑^り生^まのつら^く志^すく^く地^ろう^ちなる^人を^まま^らを^做り
は^ずり^出つ^つの^結店^るも^れ秋^物形^も初^の夢^にあり^てべ^つこ^う
せ^るさ^ゆ大^屋も^もこ^とま^るび^ある^のも^まく^もま^あり^くが^瓶
は^くひ^のつ^らさ^らさ^とな^りその^店も^いれ^りも^りも^死初^とも
わ^がち^核ら^是を^る初^年の^なま^えわ^るゆ^めも^まり^人も^なく
な^りー^とせ^り

失題

作者不詳

千歳何由訴此冤一門珍滅似屠豚天戈豈料恣横殺
枉断黄泉未死魂

或ハ曰小栗上杉守備とて死に處せり^と時^には^たせ^り一^門の^滅なり^と

江湖新聞

第三號



價八分

慶應四年戊辰閏四月廿五日

○

徳川□□水戸表へ退身後も謹慎恭順之道をお尋し以て
全く至誠を呈せお出先非悔悟の事以上の非常に寛典を以て

江戸城に於て逗留の上京を以て 仰出

睿慮の旨 大総督府へ 津沙汰を以て付塔道へ進軍

に官軍早々引上り 大総督府へ御陣有るに於

大総督官 津沙汰の事

後四日

東海道

大総督府

系謀

東山
小陸
真羽

官軍

隊長中

○

四月廿五日左に書付鎮撫使の由に返すに會津侯より

書付書下差出の由

松平肥後退之暴動ニ及んば共罪魁ニ一尋を宥む

上ハ悔悟伏罪以仁慈を仰ニ控へ寛典ニて之を以るに由

事之扱て波旨 仰沙汰の事

内清書

仰沙汰に証發有招儀仕得ず徳川家名に成行不見初内ハ
謝罪仕乃為覚悟ニ以るに由 仰沙汰を以る以上

閏四月十五日

信臣 松平肥後吉

○

正親町三條前中納言實業卿中山前大納言忠能へ関東の事
空の委任有る當月十八日兵庫より出船出帆おぬに船中右
船今日まで到着不致先日下田沖にて砲戦有るに軍艦中一被三
多う欽西郷吉之助もこのあたると共に兵庫を出帆せりとの説有り
も未だ確報を得ず

岩倉殿ハ去ル廿二日傍府お殿 四辻殿并糸謀木梨精一郎ハ近し

工明二

京一お成

尾州より京状中曰く先月廿日竹腰訖若く先降浪人兵と
共三名古屋城に押寄せ城内へ破裂丸を打込て天守焼失し
むあ軍勢中大山の兵隊も加りぬ故に極大山へ成瀬隼人正持城
西て守る三百前竹腰の兵に攻らる戦争有るに付勢尽て竹腰方
となり本城へ攻寄せんと存る由
去れ廿日新田万次郎兵隊百五十人余を率以江戸へ来着せり
上州西谷より上野合を殺せし高河に手に取れ其実ハ新田兵
ありと云へり後報を待て事実如何なるべし

會津藩士某の文通

未得貴意にへせ一筆波啓上り物も當節新聞出板お成に付東西
の形勢人心の向背皆一月之下に瞭然とす一六事此事の切
目今も事務に付敵藩に於て和戦の方途如何なるか其
を存し度と都下ハ勿論東西の士庶一同注目し甲一形は折柄新
聞紙中虚誕に説有るに人心を疑惑しさせたり故藩
士決死の誓を擧げ下す諸君もも存てらる寡君に担ハ乍忠
神祖 台座の行庶流にて公までハ君臣の分あり私までハ
嫡庶の族あり君家富家と真廢存亡を共にすは美ハるに始り
ハニハ事三百年前封土を賜りて日ハ覺悟事と云ハる

羽伏見と戦お起り

上様御事奉幸と宛罪をたの 貞房君の亦同く朝敵の

悪名をり 蒙りて天下に列藩の家 官軍に属す場は

朝廷を言蒙りとなり 陰に私利を謀りて 繁比は是なり候令

外様の諸藩ありとも

伊代様へお討君臣を命を待ひし上りお家来日治より況んや

伊三家方ハお親藩の大族の家門ハ庶流の譜代より創業の補

弼忠勇名臣しちの子孫承けりて 御家を後小波し

下身ハ是より苦く家此諸藩君家宗家の顛覆を顧みず

を綿柙の下に委ね兵を主君に城に加ふハ臣子と道一何んや

勅命たりせ死を以て之を辨事有りや昔保元平治義朝
父を弑せるは

勅を奉旨しなせとも天下後世あれを不孝の大罪人として今列藩

之士ハ之を義朝同視す罪に先年長祢謀反し其末家重臣輕率

に追すべし一人も 官軍に降りて戈を倒しはものハ是

の輩に討てても面目ハ是を多くと存ん是敵藩に在りて強

罪にこそと君臣の大義を失ふを忍ぶ且後代に青史に委せ

徳川家危急に秋臨に節義に死するものみりて数百年の後に

嘲りを残し外夷諸國に為に詭辱せらる事何ぞ残念と存ん

伊宗家 伊成りのおおあハ 官軍へ討し謝罪降伏仕る為と

決心の事いふは是も

皇國の名譽もも下事ふんかき

官軍の東征は作也

主上 聖意に不ふ生

王座に咫尺

天聽を擁

蔽しなす 若く謀計にせり多し萬人の不知る九百回子田も

哀訴仕 仰宗家仰回復をてま 新着し 仰宗家の領地

所削封し 仰汝汰いり敢死し之を許へ濶藩の男児尽く命を

失ふに後正べし然る時僕輩九良以下將主君 謁する事を

得るに将之の節敵藩の兵尾州に追ひあ世説有く五隔の地

実否ふお分りは是畢竟

神祖の御武西に仰子孫の忠を我を仰遣責とせよと云ふ

右に所素備 諸人へおのり通達し早々尊若の新守に裁

せ仰出板てとら僕諸君と一面に議もをく百 賤名に故トお認め

中の忽卒の名 言意を尽次能り以頭を

閏 四月 二十日

會津藩士某

江戸新聞社中宛

右に尺牘わが新聞社編輯局に送るに匿名なるハ其人を知る

事を得た文章激烈にして慷慨の志字句に露はる但し

議論の正と不正といふ余が言辭を下次べき事なり初に識者の活

眼に任せんとい

○

江戸二

十五

織田侯陣居天童の常月留隔り方より既に前報に載せし
然るに十三日ある仙臺の表書人の曰く澤之位及ハ薩長の兵三百
人余を率以庄内へ向ひに頗る利有り以死傷も夥しとよ報有り
依之既前と兵三百人後詰としくお強し事何故乎戦地ハ赴之江外
の地へ度向せしとありと

江湖新聞

第十三號

定價八分

當月十九日大島圭きよ會津の將山川大内花會津の兵を引率
 一おき大舉し日光ふ出張し大谷川を隔へり陣營を張たり
 官軍の土州彦根の兩藩より友原といふ所より戦ひ大内
 利を得ると云或は曰く二十日大谷川を渡り今市に到り
 彦根の兵隊中へ混入し接戦せりと其顛末の確報を
 得えば次第に出ます

○福崎より来る一人の信

一奥羽支國の鎮撫使九條大納言殿先達と仙臺より白石
 城申込出張と申奉り申渡す會津境並に實上迄何と申
 發せ給へ天臺山形辺屢に戦争有之候旨九條殿人懇
 委く白石を去り岩手陣にお成候

一先達米津彦より家老を使者とて仙臺へ参り會津
 征伐に候へ國內人心一統帝具農民共におおしめ候後
 難波に候旨自會征之義に御返引お成候様 後御供一達言
 有之候旨申込申渡す旨仙臺方におわす兼討甘奉依之
 味津より使者再三に復候旨申込候旨申渡す旨申渡す旨
 申將殿自ら之より人の兵隊を率ひ右に候旨九條殿に達
 言に届十二日出立あり仙臺に出張お成候旨但道中前へ

傳了候旨兵糧未く候旨返宿跡を覺せ候旨父子人あり
 糧米極増進持越申由
 又四く米津彦仙臺領岩手より九條殿に達言有之會
 津境に出張に仙臺人教候引上之二本松領に出張
 諸侯も是く故國お成申由

○江戸分奥州筋河内所

栗橋河内所 去井大炊頭人数

中河津裏所 同形

古河橋下 同形

萱宮跡 同形人数

宇津宮跡下 戸田山跡人数

大田系橋下 大田系跡人数

白河橋下 二本松人数 但し橋の
仙臺人数
二本松人数 記

柳倉橋下 仙臺人数

須加川跡 河部是後人数

笹川跡 二本松人数

郡山跡 同形

市宮跡 同形

二本松橋下 同形

八丁目跡 同形

福清橋下 仙臺人数

柳町 板倉内膳正人数

右に通徒末殿堂に改め通路容易なるがよし

糸條の裏妙持様よりありし人の住より復日會征の

人数をくきりしるる今後西々形母統系平一旅要人

の二士より仙臺末御の支藩に款取出せし付

此支藩及び出張の者藩より 縁掛は一遠云お欲

にきりぬのなり^あ呼吸^あ世間^あよりあふ条^{すぢ}程^ぢも合^あり^あ利^あ欲^あの違^あひ
己^あ一人^あも大^あ利^あを^あと^あし^あと^あ侍^あり^あ遂^あに^あ身^あを^あ亡^あし^あ家^あを^あ失^あふ^あい^ある^あ
りの^あか^あま^ある^あい^あは^あ情^あむ^あき^あり^あま^あり^あ
あは^あ米^あ利^あ望^あ新^あ岡^あ城^あに^あ出^あづ

○追加

十二号中尾州名古株天守焼失云々、件は傳寫の誤あり岡城下の事
兵記より此唯竹腰の事い頗り人々を煽動せし由尾州の事なる人の伝へ
全号中小栗上州の事、記せりとの事あり、その事よりこれら
浮説あり既、松平右京亮よりこの届書を一覽せしに大抵十号、出
せり小栗上州の事よりこの届書に付合せり

一 徳川家新家督所相續に後国四月廿九日回安毒之助殿に於
て付中安毒安事事件の十四号、記し即刺殺扱マ仕ぬ

徳川龜之助殿決事今日

上様与尊称

上様御事

前上様与尊称

壬辰月

上様御事御中此様本以家人月代不刺也招お達事安明
朝日ヶ南境に居るものと云へ一月代刺の物と云ふ

壬辰月

○

甲府勤番御代柴田監物ハ甲州の官軍進入の旨守備に候

を思入申とお成し候に既に前報之を記せり叔回人の女某
甲府勤番御代柴田と云人の嫁一教人の子と後けりか右妻
草まを其の父某と共に一甲の官軍に属し王臣とありりれを妻
大之と云はしと時言の妙にむ事なれば其の事とありり王臣と
あるも是れ能はれられ已し人小先とて思得意候其の人の名
目し能ぬ不忠不義の武士うれ我の如くも武士の如くは
軍方の父の義の為に獄に居るは多かれ其の首を金くせんと思
ひ玉つり我の家より何うて父に似ぬ不義の者も人小後ろ指
さるる事いふも堪ざりしを其の事難ぶし子を并軍方と云り
たると近代の烈婦女丈夫と云ると云皆人之を嘆賞せり世に

この婦人小芳わらわたる男子おとこあつたにちかにあぶさる

○

仙臺より来りし客の復、仙臺侯へのめて會津あいつ討うちの

物命ありて既、九條殿浮殿も此誠お成右うにありてあら

隊も凡三百人あつた威いをあらわし、ま仙臺侯せんたいこうにあらわせ

士し倣ありてあらわせ、秋田侯あきたこうへあらわせ、小秋田侯こあきたこう

へあらわせ、物使ものつかいのあらわせ、招待せうたいし、警備けいゑいにあらわせ、

と、形かたちにあらわせ、と、此こゝにあらわせ、と、此こゝにあらわせ、

と、形かたちにあらわせ、と、此こゝにあらわせ、と、此こゝにあらわせ、

備置びえい固こるあらわせ、と、此こゝにあらわせ、

江湖新聞

第壹號

每價八分



模倣出板ヘラルト新聞の傳

徳川家所處甚振^り付先頃より勅使と北國法侯とを掛合
 けりし^りが右に彼刺筋漸く治定と及び前大君と適遷を
 復し勅勘を免し再び元の如く之小光榮を加ふべしと遂
 決せり越々同たり

○京都三職の一人三條大納を系統より来り廿二日江戸へ入
 株を此程今徳川家を暴^らずし遂小大維を起せる舟之を
 決定すべき為の大威權^{あり}宰相ありといふ

○二、五日江戸より得^える「新報」云前大君江戸へ出板株を

事既に決まり且京邦政府に決定ハ徳川家ハ領地也
一也帝政府ハ取上ケ強クニホハ是迄ト通り徳川家に屬
す今一ト是此終系邦ノ氣強ク定延ラセタリト云
○前大君ハ性質せんじやう冷剛れいこうト過すぎ且急流死政事家ヲ殺セ
忌おそミ懼おそラシメテ今日ノ如キ破滅はくめつハ及およビテ化日多クハ
徳大君氣強ク席まト臨まシテ大統たいてい領りやうトあり日本全州政府
の爲ために強つよク方かた多おほク勳績くんせきを成なシ

○ 同四月十九日廿日ありて事件ハ付日光分中載

米津藩元家光職

竹 股 英 佐

千 坂 右 衛 門 左 衛 門

柿 崎 和 泉

右三人會津藩士ト中合惣勢貳千五百人程ヲ戦後
踏ふハ卷ま向むス

○ 同四月十九日會津藩管地撞つキ清山田内うち花軍軍役田中
花人善大寺圭助ト兵隊トハ凡およク千五百人程多ク小佐
越村柄金村日光河殿河林松林垣切ト迎むかヘ官軍方
井伊後堂長州土祐ト勢ト戦率ト及およビ勝利羽三廿日

今市少て發ふ又勝利を得る此時會津藩日向
登之其外脱走之兵栗山城より外山下六方城を押寄為内
所宮裏言戰事申すも之を疾く之報日光より中城に達

○

大目付
御目付

徳川龜之助殿今廿九日辰刻西丸に以て
營らぬ様

大総督宮分以汝法舟一橋中納言殿為名代に城ら成
由安龜之助殿に相續之儀別紙に通す 仁出の同向に

四月

別紙

□□伏罪之上に徳川相續之儀御宗以来之功勞を以
思召格別之

敵を以て田安龜之助に以
仁出の奉

但據此縁より最へ進
以汝法の奉

関東より西交並瓦解と
 民之膏血國中不潔ぎ兵燹之災付む時
 亦之支兵を攻撃し一區之賦課し
 王師の大典を要領せしむる
 皇威を懸し一由もつ十為寛典
 宿憤然止兼窮兵突出寛を
 閣下、折一の撲つ
 子輩く此大軍、係り
 塗炭をくす
 皇國に礼法を生し

皇徳の第一、尊皇の微衷を以て
 賢愚を正恭順の礼、
 王作、
 小冨屯せしめ、
 へ耕作を及せ、
 疲弊あるに於て人心慈嘆
 王政清仁恤く、
 王政復古百の
 今時素名を化

江湖新聞

第五號



定價八分

慶應四戊辰年五月三日

西國某侯の達白

或る人の曰く佐賀閑叟公の達白ありと未だ此
詳しうあるを考へん

臣 ○ 將以頓首進言上 閣下の常春徳川 □□ 連日海旗
祭炮 一 反扶明白物款 ○ にも親王殿下を以て征東勅王の所
を以て新進軍は在り也云道共王所へ所向 ○ 草木披靡 ○ 場
一 ○ 大小侯伯散 ○ 種命 ○ 一 ○ 以 ○ 之 ○ 也 ○ 吾 ○ 之 ○ 天 ○ 旂 ○ の ○ 下 ○ に ○ 帰 ○ 復 ○
つ ○ 一 ○ 國 ○ 東 ○ 天 ○ 險 ○ の ○ 二 ○ 嶺 ○ とも ○ 殆 ○ 無 ○ 人 ○ と ○ 境 ○ を ○ 掃 ○ 如 ○ く ○ 一 ○ 丈 ○ 也
支 ○ 吾 ○ 亦 ○ 仕 ○ 仰 ○ 府 ○ 教 ○ 爲 ○ の ○ 士 ○ 民 ○ 也 ○ 亦 ○ 多 ○ く ○ 欽 ○ 息 ○ 在 ○

二月三

天裁又後ハ□□最去水戸表に遷身祖先創業の首魁を
開き國土を獲の兵器を兵出し全砲首罪の家来を
朝令小应ト之ヲ討一

初命僅身仕

天文の血ぬぐひし之御健妻之凶叛意連月を吐けしおまひ
何放るぬけ行進容易ぬか

皇威煥發怒りしむるよ此中関東の士民様哀之除而を暴
け固締偷生尋我の風と地を去るひぬ放りや又いふ其罪
伏し 王座之不可抗名を不可奪を知り降伏

佐後之山官思方今

至上漸初沖天下大政二三陪臣より出

王政復古を口實とて其実ハ私利を營々征東に名義朝
款々罪状亦冤枉不直と義と譽揚し有之其上後年の朝
業久しく太平に悞也士子不振ゆも教養の乏しく幕標
を以て天下に凶器を収め徳義を祖家榊風沐雨多かり難
免し仁壽の城に臨せし来二而六十余年の間
朝廷より深く御倚頼し遊累代兵を

大權濟委任し終る上ハ

皇位濟濟寧下の儀兆を奉り化し治し其功徳今者人心固結

軍を載せ當港へ投锚せり又富士兵糧を積入是上第一運
送せしむりお守の豆國後人そ國の軍艦下口ウ船の船
中通り客をせしむりそ船を先取めり是は日本内航
の間外國より申立の法を習ふべき報を背びがなり

○
横濱の足利 武百人餘各々益をたふす教目あ
横濱近村を田村一屯集し三四の荷船を承之を去る
今津一寺と習ふす船後某得し向ひし客即ち恥辱
を受くるくの体と遊海しそは後益を初静る。とわらえ
下着た人給料を渡さるるなり

○ 諭言一則

近來分拆学大お開け獲の目を逐て盛る中ほ一夫奇といふ
五升茶を製しそ白ラ焼陶器の茶をとなす事そ法二十六時
の間五升茶を中お優し硫酸八分を加再び水を注し絹の篩
掛け乾目の間乾砂の内へ置き凝結せる以之を器にお装されり
用おるまの白ラ焼小異なるべし想火の急むべし扱の白ラ焼も速
十九分を投じ之を煎る時ハ象牙と象と種々の細工の用也
そ外午射を晒しそ麻角とあり葡萄を煮て珊瑚とあり
流行の品を偽造しそ利益莫大あり但そこの法は決しそ
農氏一語を多く前載物を依りてそを撰りて初耕を心

朝憲不係りゆきの除却と 任出四領安堵し上倉付長八の家一
岩大く危しきお成る懐遠大くは救護も大に砥礪
以維持し一獨にお破人倫に技とお遊小
會任しお叶し平右と急極 激切屏營 不顧忌憚り之上
諸公倣體頓首死罪

辰国四月

○
国四月廿一日加州候へ軍勢凡二千人城後方田へ向へ出
張り安倉付勝乞く兵米山嶺へ陣取らば敵は進有るに付

加州勢も進み菊途中一見合せ居る要官軍方薩州長物
之兵隊軍船多今所 高田方武門 以着船りし直横上陸し
米山嶺へ向へ進行ししに由

○
倉付脱走し兵此程信州越間山へ裏手討出り信州地へ
大名五家のを放走上田城を松平保契より人数取分へ
討死す員夥しく有る外に由

○
城後踏ハ三國嶺を約ヶ嶽へ方生を都多切取しに要害を
取立り往來嚴重にお改め上州へ諸城を官軍方へ取取らる

相國めい交國に月廿五日に頃土岐の城守長持沼田道
新の會は脱走と兵戦後諸侯之兵と共に討出戦並に及
以の北之由是の先頃を戦後路之商人等二國を敵一上物一
束りしとのと交軍方と尽く召捕一沼田城内一繋糸^{つな}糸
小國の形勢^{かたち}變^か交^ま穿^く牙^が強^がつ^つし^しの舟^{ふね}遂^{ついに}後^{のち}端^は及^び以^て結^ぶ
開^き長^{なが}國^{くに}度^たを^を懐^か獲^とく^く也
之^の諸^{しよ}説^{せつ}の^の色^{しき}も^も事^{こと}空^{くわ}詳^{じやう}なる^{なり}也

○

その戦争顛りたりと云々

出来まやせまぬ風の勢なき合

中川何某

江湖新聞

第六號

雜報局

定價八分

日丸の旗

葵の紋の旗

ニッ巴ニニ字の旗

都合横印ハ流

右ハ何れも武備お調ひ控重ニ以押寄ルル甲府にてハ右ニ以人
救國入ル義廿八日近日近日掛合おぬハ

信州路ハ尾扇極ハ人数同ニ誦訪までハお法おぬハ趣々也

○

四月廿一日京師ニある 但お

大政更始ニお相表忠ニ盛典ニ為 行ハ付補正成神号迄

謚社壇西造管合子有 所寄附ニ有 在ハ事

但有志ニとの以手信以是許おぬ也

○

強弱論

作者詳有ラズ

客何り問て曰徳川氏削封ニ奉ホハ多も天下於小康の日

あらん欤 前大君既に衆小先づらて恭順ニ道を重

臣子ニ分を守り正へり志の多しけ會津庄内ニ如き強藩と

以せ 王命を抗す手理なり 余答て曰列藩の侯伯強

王命に抗まざる只西南諸藩の専横を讓他日問罪の師を

起す方の何らん小康の日近にあるを以て曰然らば諸藩割拠の

勢成あり再い元龜天下に乱に及らん此時に何たりて誰より之を平一すべきや曰ふ事我々知るふあり姑く中古以来成紋に鑑を以て之を論ずれば關西を起して日本を平一せる人有試に願想せよ源右府ハ伊豆より起り新田足利の二氏を上州より出つ織田豊臣の西公ハ尾碕

神君ハ冬品々起り必り我邦の氣運東方不厚く西方に流きの地多と故に覇府を関東に開き咽喉の地勢を約して全國を誹制し太平を久しきに保つ事を俾りしれ先哲の既に細漏せる処なり向來割據亂離の隙を修忍せんに西海ありて肥前薩州の三藩互に衝を爭ひ鼎立の勢をなさん南

海ハ皆土品を為に合せられ昔日長曾交部の如に五らん長州ハ中國の名家ありはよく元就の故業にちり山陰山陽の諸州を併せのれも終為に壓抑せらるるに在りて一將勇羽の地方仙臺庄内米沢と互に誹制し藩生最上の例を有し遠北陸に句い加州と暱視すべし獨り舍津の一藩ハ上下お共に徳川氏覇府の瓦解せる戦憾憤然祖宗の大業を回復せんを計り特に兵士強悍をば勇を逞しく一勢を強り一鼓西上の謀をなさん且勇羽又北陸の諸藩をば徳川氏の庶族送報に舍津の雜藩とあり後顧の患なかりしむべし此時に臨みて舍津の軍徐に甲信の精銳を収め急に富士川を下り東海に出てハ

後述三

神君の故國を以て其得失を論せし生理非を問ひて争ひ
葵章の旗下に属すべし紀州に中立して封境を固め自守の
策をたすん所也又地形の西南に偏せるを以て止むをばざるの
勢あり只海路咽喉の地あり東西南軍の通航を制止するの利
あり先づ越前を以て自守の外他を顧るに暇なる事
今津の兵山海をさより尾岳を攻侵し地勢の利に依りて行
兵の中營を設け西上せし孫堂井伊の家東西二軍の戦地
あり再び冥々原の奉及兵災に罹ると家許を以て是
等の形勢に依りて概論する所あり曰今兵の強悍精銳を余も

すべし戦知れり唯今侯ハ 台徳公の流と鎗を以りて
諸藩に列せりいま俄に驚立し 祖宗の送業を復すも
徳川氏の送臣甘々之に属す蓋きり曰今侯もすくそ然るを
知り徳川氏に送の孤をなせり送臣諂之に臣はせらんや
候令遺孤をなせすも
神君新田氏の庶流を以て例あせし東國の人心に取てハ
西南他族の馭御を受けんより今侯に仕ん事たるに快至し
曰然らハ今侯よく天下を平一し再び徳川氏の覇業を復す
べきなり曰この事百年前に何らハ或然らん今日に何らハ成
業を必せ次何をや上に

天皇ましくもつら虚位を擁し玉以覇府下に何りて大権を操
とすハ一國二主の悪政めて空内親邦に對し有識の士ハ
権之を馳ち之を厭はざらんや日子の説の如くもハ

王政更始

後醍醐帝の御遺志を大成

朝廷めて不朽の太平を開き玉らん何ぞ小康の日近にあらず
いえるは曰封縣世祿の制度止すして今皇の政をなす時ハ

天皇ハ唯拱立し玉ふのみ大政あるらん強藩の害に咄ん兵馬の

權其手に何れハなり此際確執止し時を待た山名細川の足利に

於る如くならん今毛利寧お職を辭し國に返さると聞く

こまを顯すともふべし之より考まハ天下四分五裂ニ至

不世出の英雄起りて封縣を廢し國境を一ハ私利を棄て

王政を助け舍回合謀す多にありて後ばめて去すの日に渡

せん曰現今各藩ハ海軍を備へ千里の遠きなる一日石に航

利すべし兵隊の急止ま昔日の比ハあり此後ハ何日彼軍

聯つれハ委も兵軍船あり結局軽重する委ありと雖も内海

瀕岸の諸藩ハ地勢によりて利害あるを免むべき余ハ形勢

の一変とするとのハ外交の利東國に集りて西國に散る事

邦物産中絹絲生糸を主とし其皆東國の土産なるハ輪

の利東國の倉庫とらん其是強弱の勢大ニ一変するハ然

二月

諸將互に東西に割拠し術を中原に軍らん事往らに我邦
の虚耗を招くのみ合衆國の勢強ふすの内乱五年の後國土疲
弊一又昔年敦厚の風俗を失ひ我恐らく今日の軍兵
他日歐洲の諸強國の爲に投逆の地を我邦に設るの禍源をなす
かりんらんこそ兄弟才お集りて一家を争ひ生藩籬を毀ち中戸籬を
破り故らに穿偷の路を開くに似し我願くは全州お和
國力を合糾し以て美邦と共に並立す可く國威を厚くせん
事を是臣子とら奉
皇恩に報するの第一美なり

起より打ちのめしは東西下らせぬひくも
天竺の地を以てのめを 昔將軍公外を記し惟
し一葉をわらひを免れ侍らるるものやあつてはに
のえなん 新中洲を以て
ま 昔 昔 昔
何事らしむみ乃とや一のたももも大男の
みものをさしけあ

江湖新聞

第十七號



價八分

江湖新聞第十七号

慶應四年戊辰五月八日

加州侯より京師守備に免れ被仰書面之大意

今般系^ト給^ト与^ト獲^ト 仰付^トの^ト人^ト数^ト採^ト出^トし^トの^ト途^ト中^トの^ト六^ト百^ト人

余^ト出^ト奔^トり^トし^トの^ト後^ト、^ト如^ト傍^ト不^トお^ト分^ト存^トを^ト令^トく^ト重^ト役^ト之^トの^ト不^ト如^ト面

より^ト存^トし^トの^ト後^ト、^ト如^ト傍^ト不^トお^ト分^ト存^トを^ト令^トく^ト重^ト役^ト之^トの^ト不^ト如^ト面

間^ト所^ト与^ト清^ト之^ト儀^トに^ト免^トれ^トる^ト事^トに^ト由^トり

壬四月

右^ト之^ト外^ト紀^ト州^ト藩^ト系^ト被^ト仰^トす^ト之^ト三百^ト人^ト余^ト細^ト川^ト藩^ト系^ト被^ト仰^トす^ト

之^ト三百^ト人^ト余^ト阿^ト州^ト若^ト妙^ト肥^ト前^ト之^ト回^ト固^ト傍^ト之^ト諸^ト藩^トに^ト分^トれ^トる^ト事^ト被^ト仰^トす

より^ト脱^ト走^トせ^トる^ト事^ト有^トり^ト加州^ト回^ト固^ト之^ト振^ト合^トを^ト以^トて^ト届^トけ^トる^ト事^トに^ト由^トり

○ 今月廿二日 確報を聞けり

奥州白川城の阿部侯は領地替の後空城を以て此度會津
 征伐とて仙臺二本松を初會之春發城ホシ諸藩の兵士
 入陣し變何致し仙臺之人數不殘國許へ引上り於城兵凡
 不二百人程とてお固籠る。四月十九日會津先鋒七八十人白
 川一押寄せ来る。村安後侯の去より北邊砲つて戦事及び
 變會一旦引退き翌廿日會兵曉て官軍の不意を襲ふ
 城を自ら城内一火を掛て殺戮せり。依り會兵入り入陣相
 圍め居此穴隙外一延焼し町家三分一程も焼失右に後進
 有之。村野將に出陣し官軍方退く。白川に向て出張會云
 廿五日ハ白坂迄操出り戦ひ及ぶ。初會辺の會兵の手中に押
 寄せ来る。雜針と一同掛念し人心總あはる。報
 同日廿日廿二日と二日之間大田系に中在方。戦事有之
 是ハ會兵の内宇於文辺に戦事。深手を負ひ若八人日光が
 療養を發せし。官軍方も守中右に手負ふ。殘引出
 一首を劔以中會兵義り及官軍の所業殘忍と事ありと
 憤懣。堪へば兵を出し戦ふ。及之るとは戦事安んず。利は己
 のえり

○ 今月征伐と 仙村ハ奥羽に諸藩人數を引上りて會

兵々福崎近出張要害を包圍す

右々何事も確獲ありとのひびきあり但白川落謀り余々件々

諸方々我抄字局々報せりものおきま際々同小異多水々緒報々

酔酌し々右々畧記せりより此日正報を得ハ後次号々編

出さる

先次豫州々我軍々固守々兵隊ための甚官々陣せし時同々々
公用隊々を模因甚々事々を及捕々取功名々あり一報模因ハ
此々石丸々人ありとを固守々士ハ名々を考々

五月八日正達々報

帰順々軍

朝臣々々 仰付々旨別紙々通

大総督府より此 仰出々む右々當四月十日正軍隊迄々勅

且々院書々々者々報々々聞々々 得々々々々

右々懸々以旗々々以家人中々々不儀括々々々觸々

五月

別紙

旗々帰順々々軍自今

朝臣之法 仰付以事此後以達以事

○
去月廿九日折原殿甲府より出之其内取帰之儀以書状
を以てら 仰出以府八王子より左に通觸書有之。

賞

八王子跡始め近傍諸邑取帰之儀次二日東海道副総督
府より以書取を以て予人隊より 仰付以府得之其以以後
悪きものども立上り以義兄可おのりて當屯折原可
出達之巡按了後以事以報急柄原おのりて其條近々近在
少儀指て觸知との也

辰五月

千人隊取扱

役所

八王子

日孫

府中

五日市

青梅

在外
宿村役人中

柳原殿出入甲之番の内同勢五十人余外、濱松産之勢
五百五十人余以供りて以事

○

去月廿六日出水戸より文通の由

上様河越増能とある水戸表の如く穩々の近國所にて
少く宛て戦争有る由の旨と申し候儀ハ不ぞ知候今
白川落城の報取沙汰有る由

○

法達之報

龜之助様之事

上様と尊稱

上様之事

前上様と尊稱昔此程お達の存を以て續々此家入同士
限り申上り候儀此上のお對の

此様時より申上り候儀此上のお對の
寄つて申上り候儀

五月

○

横濱新聞紙の抄録

英國公使館書記役之ットフォルトより兵庫大坂へラルト新

聞記者の送り文中、曰く英國公使

帝の拝謁之節 祗教、咫尺イキリスにて拝謁せしむるに

西洋普通之例、若くは持参の圖書へ同人より直に

所々の呈上なりと

江湖新聞

第六號



定價八分

江湖新聞第十八号

慶應四年戊辰五月十日

○
 閏四月廿七日官軍方一番手吉田二表手松代三番手松平
 比叟手加州五番手薩州長柄右端藩の勢惣人数四千人
 余米山峠へ發向し交會は脱走兵も同トく米山峠へ出張し
 戦争に及び官軍方ハ比叟手迄探中一苦戦とあり比叟藩長
 兵隊間道より進み横合より衝中一は有る軍相分れとあり官
 軍方の陣務推谷辺へ引上り合は脱走兵ハ出雲崎へ引上り
 當月七日夜某の藩邸へ飛御せしめて中城せしむ

此戦より田原の隊長戦死加州侯の手に番隊一人士分四十人卒

有之よりこれより詳ある事を知らん

横濱新聞紙の譯

東久世中將殿肥前侍後より英國ニニストルに由る

等一お成り書簡

海岸附之北邊を夜中兵器其外を陸揚せ或は船積せ其の
有之類兼り及以末右指之所業お働り者ハ遠處より召捕
其國のコンシールの引渡候りなれ不_レ正_レの助お行ひ此者ハ
兵器所持候一押の是向ふとのせ_レ防事_レの爲と見ゆ
方の若し巡邏格別嚴重_レ候旨中付書_レ若し奉向候_レ
双方之懐我有之ゆゑ其字之毒_レの間定_レ下_レが_レ國コンシールの
下令有りて英人_レ右指之振舞_レ候觸達_レ有之ゆ_レ指
候_レ交_レ候_レ候_レ云

慶應四年同四月廿二日

肥前侍從 花押
東久世中將 日

合衆國海軍總督ロワンと云人當月五日ピアウ_レア_レ船に
長崎より横濱へ來着ありこの人の先年合衆國內亂_レ時
武功ありて人望を好_レ候督_レの故_レ今度_レ來_レ候_レ候_レ曹_レ
爲_レふ_レより_レ紀_レ紀_レ合_レあ_レる_レ
ウォルカン船當五日去_レ度_レより南港へ送_レ船_レ同_レ所_レの_レ横_レ指_レお_レ爲_レふ

政事向之終同云云云々
酒井秀十郎といふ人云庫作³戸運上所之長官之任せ
らるる

兵庫の交易系緒系甚多相場の大抵云々通

才シ才 奥物系 系 百有付 五百之程云々
五百之程云々

フダイ系 同 形 四百八十九云々
四百九十五云々

越前系 同 形 四百四十五云々
四百五十五云々

並 系 同 形 九云々

中寄之系 同 形 十七云々
二十云々

上 系 同 形 武於武云々
武於六云々

中寄之新系 同 形 武於六云々
武於七云々

右之直派の寄寄上方筋之平均相場之大抵上下云々



五月三日官軍方鶴崎藩某 大塚督府の河沙治

高上野一系り 沓門主様此事彰義隊之取以召
 連与沓 宅様之遊音覺王院一中通世一受此
 程より沓不倒之付沓宅様ら遊兼以取答羽三四日
 西四辻殿以誠覺王院以沓面會取事 沓門主様
 沓不倒以快方より押与沓 宅様は且覺王
 院儀即日 宅様より之取上取連以受覺王院に持病
 是抄より沓名代より五日早給秘王院不得外
 坊安由人沓様へ在出大度間迄取通り
 大総督宮様は 取取之上 沓門主様は之沓筋等
 沓筋中上と受名代より沓沓法雅と遊就之
 沓門主様沓全快以沓了と 沓宅様より取音様と
 洞達右と後方の同日上取一引取彰義隊取
 宅様より後中付官軍方より兵威を以て迫り不
 難計とて同隊より覺悟致し中
 ○増上寺山内警備清之義統隊のより一取連受取
 以免以同今日中引掛以沓筋取事
 右と通統隊取取連以沓より沓筋取事

○五月七日 大総督府より命あり三條大納言殿 不詳
 芝増上寺一以誠方丈に沓面會ら取音寺一彰義隊
 之者其其取右と恭煩之筋より沓筋取事
 沓筋取事

了ら引拂とて一依速いといふ事已兵力を可
お用青石沙汰お來り同寺一結合の院隊を河代と
操河天臣涉警備といふ形、後、舟方より陸軍
舟行流の上お通に取掛り、院隊方より河具を
操り、舟有るを、お來り、八日九日、河別を
院隊増増といふ、後、舟、河を渡せりといふ

